

文部科学省評価指針の見直し案について〔新旧対照表〕

現行評価指針	評価指針の見直し案
<p style="text-align: center;">(目次)</p> <p>はじめに</p> <p>第1章 基本的考え方</p> <p>1. 1 本指針の位置付け</p> <p>1. 2 評価の意義</p> <p>1. 3 評価の対象とその基本的な考え方</p> <p>1. 4 評価システムの構築</p> <p>1. 5 関係者の役割</p> <p>第2章 共通事項</p> <p>2. 1 評価実施主体</p> <p>2. 2 評価者</p> <p>2. 2. 1 責任と自覚</p> <p>2. 2. 2 評価の観点に応じた評価者の選任</p> <p>2. 2. 3 外部評価、第三者評価、海外の研究者</p> <p>2. 2. 4 幅広い評価者の選任、在任期間、利害関係者、守秘義務</p> <p>2. 3 評価時期及び評価方法</p> <p>2. 3. 1 評価時期</p> <p>2. 3. 2 評価の対象、目的の設定</p> <p>2. 3. 3 対象、目的に応じた評価方法の設定</p> <p>2. 3. 3. 1 評価方法の設定及び周知</p> <p>2. 3. 3. 2 評価手法の設定</p> <p>2. 3. 3. 3 評価項目の抽出</p> <p>2. 3. 4 評価に当たり留意すべき事項</p> <p>2. 3. 4. 1 優れている点の積極的な評価</p> <p>2. 3. 4. 2 質を重視した評価</p> <p>2. 3. 4. 3 客観性のある情報・データ等の活用</p> <p>2. 3. 4. 4 評価活動の継続性</p> <p>2. 3. 4. 5 評価の過程における被評価者との意見交換</p> <p>2. 3. 4. 6 基礎研究等の評価</p> <p>2. 3. 5 評価方法の見直し</p> <p>2. 4 評価結果の取扱い</p> <p>2. 4. 1 評価結果の公表、資源配分等への反映プロセス</p>	<p style="text-align: center;">(目次)</p> <p>はじめに</p> <p>第1章 基本的考え方</p> <p>1. 1 本指針の位置付け</p> <p>1. 2 評価の意義</p> <p>1. 3 評価の対象とその基本的な考え方</p> <p>1. 4 評価システム改革</p> <p>1. 5 評価システムの構築</p> <p>第2章 共通事項</p> <p>2. 1 評価関係者</p> <p>2. 1. 1 評価実施主体</p> <p>2. 1. 2 評価者</p> <p>2. 1. 2. 1 責任と自覚</p> <p>2. 1. 2. 2 評価の観点に応じた評価者の選任</p> <p>2. 1. 2. 3 外部評価、第三者評価の活用</p> <p>2. 1. 2. 4 幅広い評価者の選任、在任期間、利害関係者、守秘義務</p> <p>2. 1. 3 被評価者（研究者等）</p> <p>2. 2 評価時期及び評価方法</p> <p>2. 2. 1 評価時期</p> <p>2. 2. 2 評価の対象、目的の設定</p> <p>2. 2. 3 対象、目的に応じた評価方法の設定</p> <p>2. 2. 3. 1 評価方法の設定及び周知</p> <p>2. 2. 3. 2 評価手法の設定</p> <p>2. 2. 3. 3 評価の観点</p> <p>2. 2. 3. 4 評価項目の抽出</p> <p>2. 2. 3. 5 評価基準の設定</p> <p>2. 2. 3. 6 評価の実施</p> <p>2. 2. 4 評価に当たり留意すべき事項</p> <p>2. 2. 4. 1 評価活動の継続性</p> <p>2. 2. 4. 2 評価の過程における被評価者との意見交換</p> <p>2. 3 評価結果の取扱い</p> <p>2. 3. 1 評価結果の公表、資源配分等への反映プロセス</p>

- 2. 4. 2 公表における留意事項
- 2. 4. 3 被評価者からの意見の提出
- 2. 5 評価における負担の回避
- 2. 6 評価の質の向上のための方策
- 2. 6. 1 評価人材の養成・確保
- 2. 6. 2 データベースの構築・活用等
- 2. 6. 3 評価の検証

第3章 対象別事項

- 3. 1 研究開発施策の評価
 - 3. 1. 1 評価システム
 - 3. 1. 2 評価方法
- 3. 2 研究開発課題の評価
 - 3. 2. 1 共通事項
 - 3. 2. 1. 1 分類
 - 3. 2. 1. 2 評価時期
 - 3. 2. 1. 3 評価方法
 - 3. 2. 1. 4 評価者名の公表における配慮
 - 3. 2. 1. 5 評価における負担の回避
 - 3. 2. 1. 6 その他
 - 3. 2. 2 競争的資金による研究開発課題
 - 3. 2. 2. 1 評価方法
 - 3. 2. 2. 2 優れた研究開発の継続への配慮
 - 3. 2. 2. 3 評価体制の整備
 - 3. 2. 3 重点的資金による研究開発課題
 - 3. 2. 3. 1 評価方法
 - 3. 2. 3. 2 大規模プロジェクト及び社会的に関心の高い研究開発課題
 - 3. 2. 4 基盤的資金による研究開発課題
- 3. 3 研究開発を行う機関等の評価
 - 3. 3. 1 評価時期
 - 3. 3. 2 評価方法
 - 3. 3. 3 評価結果の取扱い
 - 3. 3. 4 留意事項
- 3. 4 研究者等の業績評価

第4章 研究開発や機関の特性に応じた配慮事項

- 4. 1 大学等における学術研究の評価における配慮事項
 - 4. 1. 1 基本的考え方

- 2. 3. 2 被評価者からの意見の提出
- 2. 4 評価における過重な負担の回避
- 2. 5 評価の質の向上のための方策
 - 2. 5. 1 評価人材の養成・確保等
 - 2. 5. 2 データベースの構築・活用等

第3章 対象別事項

- 3. 1 研究開発施策の評価
 - 3. 1. 1 評価システム
 - 3. 1. 2 評価方法
- 3. 2 研究開発課題の評価
 - 3. 2. 1 共通事項
 - 3. 2. 1. 1 分類
 - 3. 2. 1. 2 評価時期
 - 3. 2. 1. 3 評価方法
 - 3. 2. 1. 4 その他
 - 3. 2. 2 競争的資金による研究開発課題
 - 3. 2. 2. 1 評価方法等
 - 3. 2. 2. 2 優れた研究開発の継続への配慮
 - 3. 2. 2. 3 評価体制の整備
 - 3. 2. 3 重点的資金による研究開発課題
 - 3. 2. 3. 1 評価方法
 - 3. 2. 3. 2 大規模プロジェクト及び社会的に関心の高い研究開発課題
 - 3. 2. 4 基盤的資金による研究開発課題
- 3. 3 研究開発を行う機関等の評価
 - 3. 3. 1 評価時期
 - 3. 3. 2 評価方法
 - 3. 3. 3 評価結果の取扱い
 - 3. 3. 4 留意事項
- 3. 4 研究者等の業績評価

<p>4. 1. 1. 1 学術研究の意義</p> <p>4. 1. 1. 2 学術研究における評価の基本理念</p> <p>4. 1. 1. 3 学術研究の特性</p> <p>4. 1. 1. 4 評価の際の留意点</p> <p>4. 1. 1. 4. 1 評価の視点</p> <p>4. 1. 1. 4. 2 評価の方法</p> <p>4. 1. 1. 4. 3 研究と教育の有機関係</p> <p>4. 1. 2 対象別の評価方法</p> <p>4. 1. 2. 1 研究課題の評価</p> <p>4. 1. 2. 1. 1 基盤的資金による研究</p> <p>4. 1. 2. 1. 2 競争的資金による研究</p> <p>4. 1. 2. 1. 3 大型研究プロジェクト</p> <p>4. 1. 2. 2 研究面における大学等の機関評価</p> <p>4. 1. 2. 3 研究者の業績評価</p> <p>4. 2 独立行政法人通則法との整合</p> <p>第5章 フォローアップ等</p>	<p>第4章 フォローアップ等</p>
<p>はじめに</p> <p>科学技術と学術は新たな知を生み出し、人類の未来を切り拓く源である。我が国は、人類の知的資産たる優れた研究成果を創出し、これを世界に発信することを通じて人類共通の問題の解決に貢献するとともに、国際的な競争環境の中で持続的に発展し、安心・安全で質の高い生活のできる国の実現を目指す必要がある。そのためには、我が国の最も貴重な資源である「頭脳」によって、世界をリードする「科学技術創造立国」を目指して努力していかなければならない。</p> <p>文部科学省は、科学技術と学術とを総合的に振興することを任務としており、我が国の未来を担うものとして、その責は重い。我が国の未来を展望しつつ最適な方向を目指して科学技術及び学術を振興していくためには、その所掌に係る研究及び開発について、常に厳しく評価を行う必要がある。その際、研究者の自由な発想と研究意欲を源泉とする学術研究から、特定の政策目的を実現する大規模プロジェクトまで広範にわたる研究及び開発の特徴を踏まえ、各々の性格、内容、規模等を十分考慮するとともに、全体として調和が取れたものとなるよう配慮することが重要である。また、評価結果を積極的に公表し、説明責任を果たしていくことも必要である。</p> <p>研究及び開発の評価については、平成13年11月に「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（以下「大綱的指針」という。）が内閣総理大臣決定され、各府省が各々評価方法等を定めた具体的な指針を策定し、大綱的指針を踏まえた評価を進めていくこととされた。文部科学省としては、科学技術・学術審議会において文部科学省における研究及び開発の評価の在り方について検討し、評価を行っていく上での基本的な考え方をまとめたガイドラインとして本指針を取りまとめた。</p>	<p>はじめに</p> <p>科学技術と学術は新たな知を生み出し、人類の未来を切り拓く源である。我が国は、人類の知的資産たる優れた研究成果を創出し、これを世界に発信することを通じて人類共通の問題の解決に貢献するとともに、国際的な競争環境の中で持続的に発展し、安心・安全で質の高い生活のできる国の実現を目指す必要がある。そのためには、我が国の最も貴重な資源である「頭脳」によって、世界をリードする「科学技術創造立国」を目指して努力していかなければならない。</p> <p>文部科学省は、科学技術と学術とを総合的に振興することを任務としており、我が国の未来を担うものとして、その責は重い。我が国の未来を展望しつつ最適な方向を目指して科学技術及び学術を振興していくためには、その所掌に係る研究及び開発について、常に厳しく評価を行う必要がある。その際、研究者の自由な発想と研究意欲を源泉とする学術研究から、特定の政策目的を実現する大規模プロジェクトまで広範にわたる研究及び開発の特徴を踏まえ、各々の性格、内容、規模等を十分考慮するとともに、全体として調和が取れたものとなるよう配慮することが重要である。また、評価結果を積極的に公表し、説明責任を果たしていくことも必要である。</p> <p>研究及び開発の評価については、平成13年11月に「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（以下「大綱的指針」という。）が内閣総理大臣決定され、各府省が各々評価方法等を定めた具体的な指針を策定し、大綱的指針を踏まえた評価を進めていくこととされた。文部科学省では、<u>これに基づき、評価を行う基本的な考え方をまとめたガイドラインとして「文部科学省における研究及び開発の評価指針」を策定し、評価を実施してきた。今般、総合科学技術会議において、大綱的指針のフォローアップが行われ、平成17年3月に新たな「大綱的指針」が内閣総理大臣決定されたことから、文部科学省においても、これを受け「文部科学省における研究及び開発の評価指針」を見直し、</u></p>

<p>本指針では、第1章において評価についての意義等を明らかにし、第2章において本指針の4つの評価対象（研究開発施策、研究開発課題、研究開発を行う機関等、研究者等の業績）に共通する事項を整理し、第3章において4つの評価対象毎の個別事項を取りまとめた。さらに、第4章においては、第1章から第3章に基づいて評価を行うに当たり、特に、学術研究及び独立行政法人研究機関の評価に当たっての配慮事項を特記するとともに、第5章において本指針のフォローアップについて記述した。</p> <p>文部科学省としては、本指針に基づき研究及び開発に関する評価を適切に進めることとするが、その際には、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）、「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定）に基づく評価との整合性に配慮する必要がある。同法に基づき定められた「文部科学省政策評価基本計画」（平成14年3月28日文部科学大臣決定）に従って研究及び開発を対象とする政策評価を実施するに当たっては、大綱的指針及び本指針を踏まえて行うものとする。</p> <p>また、研究及び開発は未知を知に転換していく高度な専門性に立脚した知的生産活動であり、その見通しや価値の判断は、専門家の洞察に依存する部分を本来的に避け得ないものであることに留意しなければならない。このため、評価に関して責任を持つ者は、評価は無謬ではないという謙虚な立場に立ち、その完成度を高める努力を怠ってはならず、実施された評価に対する意見に耳を傾けつつ評価方法等を常に見直していく姿勢を保持することが重要である。文部科学省としても、評価手法の改善についての調査研究を行うとともに、評価の実施状況等をフォローアップし、本指針の見直し等適切な措置を講じていくことが必要である。</p>	<p><u>本指針を取りまとめた。</u></p> <p>本指針では、第1章において評価についての意義等を明らかにし、第2章において本指針の4つの評価対象（研究開発施策、研究開発課題、研究開発を行う機関等、研究者等の業績）に共通する事項を整理し、第3章において4つの評価対象毎の個別事項を取りまとめた。さらに、第4章において本指針のフォローアップについて記述した。</p> <p>文部科学省としては、本指針に基づき研究及び開発に関する評価を適切に進めることとするが、その際には、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）、「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定）に基づく評価との整合性に配慮する必要がある。同法に基づき定められた「文部科学省政策評価基本計画」（平成17年3月25日文部科学大臣決定）に従って研究及び開発を対象とする政策評価を実施するに当たっては、大綱的指針及び本指針を踏まえて行うものとする。<u>また、研究開発機関等の評価のうち、独立行政法人研究機関（研究開発資金を配分する法人を含む。以下同じ。）については「独立行政法人通則法」（平成11年法律第103号）に基づく評価を実施するにあたり、大綱的指針及び本指針を踏まえて行うものとする。さらに、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については大綱的指針及び本指針を踏まえつつ、国立大学法人、大学共同利用機関法人における研究活動の特殊性に留意して、「国立大学法人法」（平成15年法律第112号）に基づく評価と整合するように取り組むこととする。</u></p> <p><u>さらに、本指針においては、自然科学の研究開発だけでなく、人文・社会科学の研究を対象とするものである。人文・社会科学の研究は、人類の精神文化や、人類に生起する諸々の現象や問題を対象とし、これを解釈し、意味付けていくという特性を持った学問であり、個人の価値観が評価に反映される部分が多いという点に配慮する。</u></p> <p>研究及び開発は未知を知に転換していく高度な専門性に立脚した知的生産活動であり、その見通しや価値の判断は、専門家の洞察に依存する部分を本来的に避け得ないものであることに留意しなければならない。このため、評価に関して責任を持つ者は、評価は無謬ではないという謙虚な立場に立ち、その完成度を高める努力を怠ってはならず、実施された評価に対する意見に耳を傾けつつ評価方法等を常に見直していく姿勢を保持することが重要である。文部科学省としても、評価手法の改善についての調査研究を行うとともに、評価の実施状況等をフォローアップし、本指針の見直し等適切な措置を講じていくことが必要である。</p>
<p>第1章 基本的考え方</p> <p>1.1 本指針の位置付け</p> <p>本指針は、文部科学省の所掌に係る研究及び開発（以下「研究開発」という。）について評価を行っていく上での基本的な考え方をまとめたガイドラインである。</p> <p>文部科学省本省内部部局及び文化庁内部部局（以下「文部科学省内部部局」という。）においては、本指針に基づき、実施要領を策定するなど所要の評価の枠組みを整備し、自らの研究開発に関する評価を行うこととする。</p> <p>また、大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」という。）並びに文部科学省所管の国立試験研究機関、独立行政法人研究機関、特殊法人研究機関、特別認可法人研究機関においては、本指針を参考に、研究開発の評価を適切に進めることが必要である。</p>	<p>第1章 基本的考え方</p> <p>1.1 本指針の位置付け</p> <p>本指針は、文部科学省の所掌に係る研究及び開発（以下「研究開発」という。）について評価を行っていく上での基本的な考え方をまとめたガイドラインである。</p> <p>文部科学省本省内部部局及び文化庁内部部局（以下「文部科学省内部部局」という。）においては、本指針に基づき、実施要領を策定するなど所要の評価の枠組みを整備し、自らの研究開発に関する評価を行うこととする。</p> <p>また、大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」という。）並びに文部科学省所管の国立試験研究機関、独立行政法人研究機関、特殊法人研究機関においては、本指針を踏まえて<u>明確なルールを定め、各機関や対象となる研究開発等の特徴、性格等に応じた適切な評価を実施する。なお、本指針は、あくまで研究開発を行う機関や研究者等の自律</u></p>

的な取組を前提としており、各研究機関等の取組を拘束するものでない。

1. 2 評価の意義

評価は、貴重な財源をもとに行われる研究開発の質を高め、その成果を国民に還元していく上で重要な役割を担うものである。評価により、新しい学問や研究の領域を拓く研究開発、国際的に高い水準にある研究開発、社会・経済の発展に貢献できる研究開発等の優れた研究開発を効果的・効率的に推進することが期待できる。

評価は主として以下の意義を有し、これらの実現を目指して評価を行うものとする。

- ①研究者を励まし、優れた研究開発を積極的に見出し、伸ばし、育てること。
- ②研究者の創造性が発揮されるような、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境を創出すること。
- ③研究開発施策等の実施の可否を、社会への影響にも配慮した幅広い視点から適切に判断すること。
- ④評価結果を積極的に公表し、研究開発活動の透明性を向上されることにより、研究開発に国費を投入していくことに関し説明責任を果たし、広く国民の理解と支持を得ること。
- ⑤評価結果を適切に反映することにより、重点的・効率的な予算、人材等の資源配分などを実現し、限られた資源の有効活用を図ること。また、既存活動の見直しにより新たな研究への取り組みの拡大を図ること。

1. 2 評価の意義

評価は、貴重な財源をもとに行われる研究開発の質を高め、その成果を国民に還元していく上で重要な役割を担うものである。評価により、新しい学問や研究の領域を拓く研究開発、国際的に高い水準にある研究開発、社会・経済の発展に貢献できる研究開発等の優れた研究開発を効果的・効率的に推進することが期待できる。

評価は主として以下の意義を有し、これらの実現を目指して評価を行うものとする。

- ①創造へ挑戦する研究者を励まし、優れた研究開発を積極的に見出し、伸ばし、育てること。
- ②研究者の創造性が発揮されるような、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境を創出すること。
- ③研究開発施策等の実施の可否を、社会への影響にも配慮した幅広い視点から適切に判断するとともに、より良い政策の形成に資すること。
- ④評価結果を積極的に公表し、研究開発活動の透明性を向上されることにより、研究開発に国費を投入していくことに関し説明責任を果たし、広く国民の理解と支持を得られるよう努力すること。
- ⑤評価結果を適切に反映することにより、重点的・効率的な予算、人材等の資源配分などを実現し、限られた資源の有効活用を図ること。また、既存活動の見直しにより新たな研究への取り組みの拡大を図ること。

1. 3 評価の対象とその基本的な考え方

本指針は、「研究開発施策^(注1)」、「研究開発課題」、「研究開発を行う機関等^(注2)」、「研究者等^(注3)の業績」の4つを評価の対象とする。個別の評価に関する具体的事項は後述するが、基本的な考え方は以下の通りである。

研究開発施策の評価については、国の方針との適合、関連する研究開発課題の評価結果や社会への影響等を考慮した幅広い視点から、事前にその必要性、有効性を見極めるとともに、中間・事後に評価を行い、施策の改善に役立てる。

研究開発課題の評価については、科学的・技術的観点からの評価を基本に、課題の性格に応じて社会的・経済的観点を加えて評価を行うことにより、研究開発の効果的・効率的な実施に役立てる。

研究開発を行う機関等の評価については、研究開発活動と機関運営の両面から定期的に行い、機関の改善に役立てる。

研究者等の業績の評価については、機関長がルールを定め、優れた研究者等の育成や、機関における不活性化部分の活性化に役立てる。

^(注1) 研究開発制度（政策目標を具体化するための研究開発に係わる制度）や研究開発戦略（特定の行政目的を実現するための研究開発の方針・方策（複数の研究開発制度や課題等が連携する集合体を含む。））等をいう。

^(注2) 研究開発を行う機関（大学、大学共同利用機関、国立試験研究機関、独立行政法人研究機関、特殊法人研究機関、特別認可法人研究機関）及び資源配分機関をいう。

^(注3) 研究者及び研究支援者をいう。

1. 3 評価の対象とその基本的な考え方

本指針は、「研究開発施策^(注1)」、「研究開発課題」、「研究開発を行う機関等^(注2)」、「研究者等^(注3)の業績」の4つを評価の対象とする。研究開発の範囲は、国費を用いて実施される研究開発全般とする。個別の評価に関する具体的事項は後述するが、基本的な考え方は以下の通りである。

^(注1) 研究開発制度（政策目標を具体化するための研究開発に係わる制度）や研究開発戦略（特定の行政目的を実現するための研究開発の方針・方策（複数の研究開発制度や課題等が連携する集合体を含む。））等をいう。ここでいう研究開発施策とは、文部科学省政策評価基本計画における施策^(注4)、事務業務^(注5)のうち研究開発に関するもの等に相当する。

^(注2) 研究開発を行う機関（大学、大学共同利用機関、国立試験研究機関、独立行政法人研究機関、特殊法人研究機関）及び資源配分機関をいう。

^(注3) 研究者及び研究支援者をいう。

^(注4) 特定の行政課題に対応するための基本的な方針に基づく具体的な方針の実現を目的とする行政活動のまとまりで

	<p>あり、「政策（狭義）」を実現するための具体的な方針や方策ととらえられるもの。具体的には、「文部科学省の使命と政策目標」に示された施策目標に対応する。</p> <p><small>(注5)</small> 上記の「具体的な方針や対策」を具現化するための個々の行政手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの。</p>
	<p>1. 4 評価システム改革</p> <p>今般、総合科学技術会議において旧大綱的指針のフォローアップが行われ、旧大綱的指針を見直されたこと、文部科学省においても「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」のフォローアップを行い評価の実施に伴う新たな課題が明らかになったことから、我が国における研究開発システムの更なる発展を図るため、以下の考え方に基づき、指針を見直す。</p> <p>①創造へ挑戦する研究者を励まし、優れた研究開発を見出し、伸ばし、育てる評価の実施 <u>評価の本来の趣旨に逆行し、評価が却って研究者の挑戦を妨げたり萎縮させる原因になっている面が多く見受けられることを踏まえ、今後は、創造へ挑戦する研究者を励まし、優れた研究開発を見出し、伸ばし、育てるような評価の実施する。</u></p> <p>②評価支援体制の抜本的強化 <u>信頼性の高い評価を行うために必要な手法、人材が不足していることから、評価の実効性の向上及び評価システムの高度化を目指し、必要な資源の確保や評価支援体制の整備に重点を置く。</u></p> <p>③効果的・効率的な評価システムへの改革 <u>評価が研究者等に負担となっているとの指摘が多いことから、効率的な評価システムを構築するとともに、評価が研究開発の継続・見直しや資源配分、よりよい政策・施策の形成等に効果的に活用されるよう徹底していく。</u></p>
<p>1. 4 評価システムの構築</p> <p>文部科学省の所掌に係る研究開発は、大学等における学術研究から、独立行政法人研究機関、特殊法人研究機関等における特定の政策目的を実現する大規模プロジェクトまで多様である。文部科学省内部部局及び研究開発を行う機関等は、評価の意義を深く認識し、各々の研究開発の特性に適した評価システムを構築する。</p> <p>評価システムの構築に当たっては、「研究開発を企画立案し、実施し、評価するとともに、その評価結果を次の企画立案等に適切に反映させていく」といった循環過程（いわゆる「マネジメント・サイクル」）を確立する。</p> <p>また、個々の研究開発課題や研究者等の業績の評価から、研究開発を行う機関等や研究開発制度の評価、さらには研究開発戦略の評価といった評価の階層構造が存在することを考慮し、それぞれの評価の目的や位置付けを明確にするとともに、有機的に連携させる。</p>	<p>1. 5 評価システムの構築</p> <p>文部科学省の所掌に係る研究開発は、大学等における学術研究から、独立行政法人研究機関、特殊法人研究機関等における特定の政策目的を実現する大規模プロジェクトまで多様である。文部科学省内部部局及び研究開発を行う機関等は、評価の意義を深く認識し、各々の研究開発の特性に適した評価システムを構築する。</p> <p>評価システムの構築に当たっては、<u>評価は戦略的な意思決定を助ける重要な手段でありそれ自体が目的ではないことを十分認識した上で</u>、「研究開発を企画立案し、実施し、評価するとともに、その評価結果を次の企画立案等に適切に反映させていく」といった循環過程（いわゆる「マネジメント・サイクル」）を確立する。</p> <p>また、個々の研究開発課題や研究者等の業績の評価から、研究開発を行う機関等や研究開発制度の評価、さらには研究開発戦略の評価といった評価の階層構造が存在することを考慮し、それぞれの評価の目的や位置付けを明確にするとともに、<u>個別の課題から上位の機関や施策・政策に至る効率的な評価システムを構築するために、評価相互の有機的な連携・活用を具体的な機関やそこでの研究開発の特性に応じつつ各階層で進めていく。</u></p>

<p>さらに、独創性、革新性、先導性等の科学的・技術的意義に係る評価（科学的・技術的観点からの評価）と、文化、環境等も含めた国民生活の質の向上への貢献や、成果の産業化等の社会・経済への貢献に係る評価（社会的・経済的観点からの評価）を区別し、研究開発の特性に応じた適切な評価を行う。例えば、研究開発施策等の評価において、分野の異なるプロジェクトの比較や、分野の優先度の設定が必要な場合には、科学的・技術的観点からの評価のみにより判断することは困難であり、社会的・経済的観点からの評価も重視する。</p> <p>文部科学省内部部局及び研究開発を行う機関等は、評価システムの運用状況及び国内外の動向を踏まえ、評価システムを見直す。また、効果的・効率的な評価を行うため、評価に関する客観性のある情報・データ等を収集・蓄積する。さらに、評価は研究開発活動の効果的・効率的な推進に不可欠であることから、必要な予算、人材等の資源を確実に拡充し、充実した評価体制を整備する。</p>	<p>2.2.3.2 評価手法の設定 に記載</p> <p>文部科学省内部部局及び研究開発を行う機関等は、<u>評価システムの適切な運用を確保するとともに、その改善を図る観点から、評価の在り方について評価者や被評価者等からの意見聴取に努めるなど、評価の検証を適時行い、評価の質の向上や評価システムの改善に努める。その際、各階層における評価が指針等に沿って適切に行われているか、無駄な評価や形式に流れた評価になっていないか、評価実施者、評価者及び被評価者の間で十分なコミュニケーションがとれているか等が必要な視点として考えられる。</u>また、効果的・効率的な評価を行うため、評価に関する客観性のある情報・データ等を収集・蓄積する。さらに、評価は研究開発活動の効果的・効率的な推進に不可欠であることから、必要な予算、人材等の資源を確実に拡充し、充実した評価体制を整備する。</p>
<p>1.5 関係者の役割</p> <p>優れた研究開発を伸ばすためには、研究開発に関係する全ての者が、評価活動を成熟させ、研究開発における評価の文化を創り上げることが重要である。</p> <p>文部科学省内部部局は、自ら研究開発施策等の評価を行うとともに、研究者や研究開発を行う機関等の自律的な取り組みを補完するために、評価システムの構築・運営や評価環境の整備を適切に行う。</p> <p>研究開発を行う機関等は、研究者の創造性を発揮させ、優れた研究開発を効果的・効率的に実施するため、評価システムの構築や運営を適切に行う。また、評価者としての業務を重要なものとして理解し、研究者が評価者として積極的に参画しやすい環境の整備に努める。</p> <p>研究者は、国費の支出を受けて研究開発を行う自らの責任を自覚し、自らの研究開発に係る評価について自律的に取り組む。研究開発活動の一環としての評価の重要性を認識し、自発的かつ積極的に評価に協力する。</p> <p>また、専門的見地からの評価が重要な役割を果たすものであることを認識し、評価者として評価に積極的に参画する。</p>	<p>2.1.3 被評価者（研究者等） に記載</p>
<p>第2章 共通事項</p> <p>2.1 評価実施主体</p> <p>評価実施主体とは、評価の実施に当たっての全般的な責任を有するものである。</p> <p>評価実施主体は、各々の使命や任務に照らし、対象となる研究開発活動の性格、内容、規模等に応じて、質の高い実効性のある評価が行われるように、具体的な仕組みを設計する。具体的な評価は、評価実施主体の定める選任方法に従い選ばれた評価者が、評価実施主体の定める評価の目的、方法等に則り、その専門性を発揮して行う。評価者が行った評価に基づき、評価実施主体が最終的な評価結果を決定し、公表するとともに、適切な活用供する。</p>	<p>第2章 共通事項</p> <p>2.1 評価関係者</p> <p><u>評価に関わる主体は、評価実施主体（評価事務局）、評価者、被評価者（研究者等）に分けられる。</u></p> <p>2.1.1 評価実施主体</p> <p>評価実施主体とは、評価の実施に当たっての全般的な責任を有するものである。</p> <p>評価実施主体は、各々の使命や任務に照らし、対象となる研究開発活動の性格、内容、規模等に応じて、質の高い実効性のある評価が行われるように、具体的な仕組みを設計する。具体的な評価は、評価実施主体の定める選任方法に従い選ばれた評価者が、評価実施主体の定める評価の目的、方法等に則り、その専門性を発揮して行う。評価者が行った評価に基づき、<u>研究開発実施・推進主体が政策立案等において意思決定をするなど適切な活用供する</u> <u>とともに</u></p>

	<p><u>に、評価結果を公表する。</u></p>
<p>2. 2 評価者 2. 2. 1 責任と自覚</p> <p>評価者は、厳正かつ公正な評価を行うことが、評価システムの信頼を保つ根幹であることを理解するとともに、自らの評価結果が資源配分や研究開発施策の見直しに反映されるなどの評価の重要性を理解し、評価者としての責任と自覚を持ち評価に取り組む。</p> <p>評価に当たっては、適切な助言を行うなど、研究者を励まし、優れた研究開発をさらに伸ばすような視点に配慮する。また、自らの評価結果が、後の評価者によって評価されることになるとともに、最終的には国民によって評価されるものであることも自覚し取り組むことが望まれる。</p>	<p>2. 1. 2 評価者 2. 1. 2. 1 責任と自覚</p> <p>評価者は、厳正かつ公正な評価を行うことが、評価システムの信頼を保つ根幹であることを理解するとともに、自らの評価結果が資源配分や研究開発施策の見直しに反映されるなどの評価の重要性を理解し、評価者としての責任と自覚を持ち評価に取り組む。</p> <p>評価に当たっては、適切な助言を行うなど、<u>創造へ挑戦をする</u>研究者を励まし、優れた研究開発を<u>見出し、育て、</u>さらに伸ばすような視点に配慮する。</p> <p>また、自らの評価結果が、後の評価者によって評価されることになるとともに、最終的には国民によって評価されるものであることも自覚し取り組むことが望まれる。</p> <p><u>研究者は専門的見地からの評価が効率的・効果的な研究開発の推進のために極めて重要であること、特に若手研究者においては評価の意義を認識し、評価に積極的に参画する。</u></p> <p><u>さらに、研究者コミュニティにおいても、研究者の評価業務への参画が、研究者のキャリアパスにおいて、十分意義があるものであるとの認識の醸成一層図っていくことが必要である。</u></p>
<p>2. 2. 2 評価の観点に応じた評価者の選任</p> <p>科学的・技術的観点からの評価と社会的・経済的観点からの評価では、評価者に求められる能力が異なることから、評価実施主体は、評価対象・目的に照らして、それぞれの観点に応じた適切な評価者を選任する。</p> <p>科学的・技術的観点からの評価においては、評価対象の研究開発分野及びそれに関連する分野の研究者を評価者とする。社会的・経済的観点からの評価においては、評価対象と異なる研究開発分野の研究者、成果を享受する産業界、一般の立場で意見を述べられる者や波及効果、費用対効果等の分析の専門家等の外部 有識者を加えることが適当である。</p> <p>なお、評価実施主体は、評価の目的や方法等に関して、選任した評価者に対して周知するとともに、相互の検討等を通じて、評価について共通認識が醸成されるよう配慮する。</p>	<p>2. 1. 2. 2 評価の観点に応じた評価者の選任</p> <p>科学的・技術的観点からの評価と社会的・経済的観点からの評価では、評価者に求められる能力が異なることから、評価実施主体は、評価対象・目的に照らして、それぞれの観点に応じた適切な評価者を選任する。</p> <p>科学的・技術的観点からの評価においては、評価対象の研究開発分野及びそれに関連する分野の研究者を評価者とする。社会的・経済的観点からの評価においては、評価対象と異なる研究開発分野の研究者、成果を享受する産業界、<u>人文・社会科学の人材、研究開発成果の産業化・市場化の専門家</u>、一般の立場で意見を述べられる者や波及効果、費用対効果等の分析の専門家等の外部有識者を加えることが適当である。</p> <p>なお、評価実施主体は、評価の目的や方法等に関して、選任した評価者に対して周知するとともに、相互の検討等を通じて、評価について共通認識が醸成されるよう配慮する。</p>
<p>2. 2. 3 外部評価、第三者評価、海外の研究者</p> <p>評価の公正さを高めるために、評価実施主体は、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者を評価者とする外部評価^(註1)を積極的に活用する。また、必要に応じて第三者評価^(註2)を活用する。評価に当たっては、民間等外部機関の活用も考慮する。</p> <p>さらに、必要に応じて海外の研究者や評価の専門家に評価への参画を求めることを考慮する。</p> <p>なお、国家安全保障上の理由等のため機密保持が必要な場合には、上記によらず、適切に評価を行う。</p> <p>^(註1) 評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体、研究開発を行う機関等が評価実施主体となり、評価実施主体自らが選任する外部の者が評価者となる評価をいう</p> <p>^(註2) 評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体、研究開発を行う機関等とは別の独立した機関が評価実施主体となる評価をいう。</p>	<p>2. 1. 2. 3 外部評価、第三者評価の活用</p> <p>評価の公正さを高めるために、評価実施主体は、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者を評価者とする外部評価^(註1)を積極的に活用する。また、必要に応じて第三者評価^(註2)を活用する。評価に当たっては、民間等外部機関の活用も考慮する。</p> <p>なお、<u>国民の安全確保等の観点から公開することが不適切な場合は</u>、上記によらず、適切に評価を行う。</p> <p>^(註1) 評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体、研究開発を行う機関等が評価実施主体となり、評価実施主体自らが選任する外部の者が評価者となる評価をいう</p> <p>^(註2) 評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体、研究開発を行う機関等とは別の独立した機関が評価実施主体となる評価をいう。</p>

<p>2. 2. 4 幅広い評価者の選任、在任期間、利害関係者、守秘義務</p> <p>評価実施主体は、評価の客観性を十分に保つために、例えば、年齢、所属機関、性別等に配慮するなどして、幅広く評価者を選任する。</p> <p>また、評価者の固定化を防ぐため、評価者には一定の明確な在任期間を設ける。</p> <p>公正で透明な評価を行う観点から、原則として利害関係者が評価に加わらないようにする。その際、予め利害関係の範囲を明確にする。利害関係者が加わる場合には、その理由を明確にする。</p> <p>さらに、研究者間に新たな利害関係を生じさせないよう、評価者に評価内容等の守秘の徹底を図る。</p>	<p>2. 1. 2. 4 幅広い評価者の選任、在任期間、利害関係者、守秘義務</p> <p>評価実施主体は、評価の客観性を十分に保つとともに、<u>様々な角度・視点から評価を行う</u>ために、例えば、年齢、所属機関、性別等に配慮するなどして、<u>各研究開発活動の趣旨に応じて、民間人、若手研究者、外国人等を含め</u>幅広く評価者を選任する。</p> <p><u>特に、若手研究者を評価者に加えることは、最先端の知見に基づいた評価が促進されるとともに、若手研究者の資質の向上にもつながることから積極的に推進する。</u></p> <p><u>国際競争・協調の観点や研究開発水準の国際比較等の観点からの評価を行うため、必要に応じて海外の研究者や評価の専門家</u>に評価への参画を求める。</p> <p>また、評価者の固定化を防ぐため、評価者には一定の明確な在任期間を設ける。</p> <p>公正で透明な評価を行う観点から、原則として利害関係者が評価に加わらないようにする。その際、予め利害関係の範囲を明確にする<u>など各制度等の趣旨に応じて明確なルールを定める。利害関係者の範囲としては、親族関係にある者、研究開発を行う機関において同一の研究室に所属する者又は所属していた者、評価者自身が評価対象となっている場合</u>が一つの目安として考えられる。また、<u>評価実施主体や評価者自らが強い利害関係を有すると判断した場合は、評価に参画しないことをルール化しておくことも考えられる。</u>なお、<u>やむを得ず利害関係者が加わる場合には、その理由を明確にする。</u></p> <p>さらに、<u>評価を受ける人に不利益が生じることがない</u>よう、評価者には評価内容等の守秘の徹底を図る。</p>
	<p>2. 1. 3 被評価者（研究者等）</p> <p><u>研究者等は、国費の支出を受けて研究開発を行うに際し、意欲的な研究開発課題等への積極的な挑戦、研究開発成果の確保、研究開発の成果の国民・社会への還元、あるいは成果が出ない場合の評価を通じて課される説明責任や結果責任の強い認識等、自らの責任を自覚し、自らの研究開発に係る評価について自律的に取り組む。研究開発活動の一環としての評価の重要性を認識し、自発的かつ積極的に評価に協力する。</u></p>
<p>2. 3 評価時期及び評価方法</p> <p>2. 3. 1 評価時期</p> <p>評価実施主体は、研究開発施策や研究開発課題については、原則として事前及び事後に評価を行うとともに、5年以上の期間を有したり、研究開発期間の定めがない場合は、定期的に中間評価を行う。また、必要に応じて追跡評価を行う。</p>	<p>2. 2 評価時期及び評価方法</p> <p>2. 2. 1 評価時期</p> <p>評価実施主体は、研究開発施策や研究開発課題については、原則として事前及び事後に評価を行うとともに、5年以上の期間を有したり、研究開発期間の定めがない場合は、<u>3年を一つの目安として</u>定期的に中間評価を行う。<u>その場合、特に成果が短期間で現われにくい基礎研究（注）等、研究開発の性格等によっては、性急に成果を求めるような評価を行うことが適切ではないことに留意する。</u></p> <p><u>また、優れた成果が期待され、かつ研究開発の発展が見込まれる研究開発課題については、切れ目なく研究開発が継続できるように、研究開発終了前の適切な時期に評価の実施を図る。</u></p> <p><u>さらに、研究開発施策、研究開発課題等においては、終了後、一定の時間を経過してから、副次的効果を含め、研究開発の直接の成果（アウトプット）から生み出された効果・効用（アウトカム）や波及効果（インパクト）を確認することも有益である。このため、必要に応じて、学会における評価や実用化の状況、研究開発を契機とした技術革新や社会における価値の創造、さらに、大型研究施設の開発・建設等の場合は当該施設の稼働・活用状況等を適時に把握する等により、追跡評価を行い、研究開発成果の活用状況等を把握するとともに、過去の評価の妥当性を検証し、</u></p>

<p>研究開発を行う機関等については、定期的に評価を行う。 研究者等の業績については、所属する機関の長が評価時期を定める。</p>	<p><u>関連する研究開発制度等の見直し等に反映する。なお、追跡評価については、その重要性に鑑み、今後、その一層の定着・充実を図ることとする。</u></p> <p>研究開発を行う機関等については、定期的に評価を行う。 研究者等の業績については、所属する機関の長が評価時期を定める。</p> <p><u>(注) 本指針において、「基礎研究」には、研究者の自由な発想に基づく研究と、特定の政策目的に基づく基礎研究を含む。以下同じ。</u></p>
<p>2. 3. 2 評価の対象、目的の設定 評価実施主体は、評価対象を明確にするとともに、評価結果をどのように活用するかを念頭に置いて、評価の目的を明確かつ具体的に設定し、その内容を被評価者に予め周知する。</p>	<p>2. 2. 2 評価の対象、目的の設定 評価実施主体は、評価対象を明確にするとともに、<u>当該評価を研究開発活動の中でどのように戦略的に位置づけ、評価結果を誰がどのように活用するかを念頭に置いて、評価の目的を明確かつ具体的に設定し、その内容を被評価者に予め周知する。文部科学省は必要に応じて実施状況を把握し、改善に積極的に活用する。</u></p>
<p>2. 3. 3 対象、目的に応じた評価方法の設定 2. 3. 3. 1 評価方法の設定及び周知 評価実施主体は、評価における公正さ、信頼性を確保し、実効性のある評価を実施するために、評価対象や目的に応じて、評価方法（評価手法、評価項目・基準、評価手続等）を明確かつ具体的に設定し、被評価者に対して予め周知する。</p>	<p>2. 2. 3 対象、目的に応じた評価方法の設定 2. 2. 3. 1 評価方法の設定及び周知 評価実施主体は、評価における公正さ、信頼性を確保し、実効性のある評価を実施するために、評価対象や目的に応じて、評価方法（評価手法、<u>評価の観点</u>、評価項目・基準、<u>評価過程</u>、評価手続等）を明確かつ具体的に設定し、被評価者に対して予め周知する。<u>文部科学省は必要に応じて実施状況を把握し、改善に積極的に活用する。</u> <u>また、評価実施主体は、科学技術の急速な進展や、社会や経済情勢の変化等、研究開発を取り巻く状況に応じ、評価項目・基準等を見直す。</u></p>
<p>2. 3. 3. 2 評価手法の設定 評価実施主体は、多様な評価手法を検討し、評価対象や目的に応じて、最適な評価手法を設定する。</p>	<p>2. 2. 3. 2 評価手法の設定 <u>評価については、評価に先立つ調査分析法から評価法そのものに至るまで、様々な手法がある。代表的には、評価法には、<u>定性的手法であるピアレビュー法、エキスパートレビュー法、半定量的手法である評点法などがある。以下に定義等を記載しておく。</u>評価実施主体は、<u>これら多様な評価手法を検討し、評価対象や目的に応じて、柔軟に最適な評価手法を設定する。</u> <u>評価にあたっては、独創性、革新性、先導性等の科学的・技術的意義に係る評価（科学的・技術的観点からの評価）と、文化、環境等も含めた国民生活の質の向上への貢献や、成果の産業化等の社会・経済への貢献に係る評価（社会的・経済的観点からの評価）を区別し、研究開発の特性に応じた適切な評価を行う。例えば、安全・安心に資する科学技術の研究開発においては、科学的・技術的観点からの評価のみならず社会的・経済的な観点からの評価をより重視すべきであるし、知的価値の創出のために研究開発においては、科学的・技術的な観点からの評価を中心に行うべきである。これらを混同して評価を実施することは研究者の意気を阻害させるとともに、国全体として適切な研究開発が実施されない恐れが生じることとなり、この点に十分留意する必要がある。</u></u></p> <p><u>(代表的な評価法)</u> <u>ピアレビュー法：専門分野を同じくする者が当該専門分野の研究者ないし研究関連事項を対象として行う評価。科学技術・学術は、その内容が専門分化し、先端的な専門領域は、当該分野の専門家にしか適切に認識</u></p>

	<p><u>できないことが多いため、ピアレビュー法は科学技術・学術の特定の専門領域の主として質的側面に関する評価に有効。</u></p> <p><u>エキスパートレビュー法：科学技術的なピア（同僚）のみで構成されるピアレビューパネルとは異なり、科学技術の受け手の側（産業界等）やその他の関係者（資源配分機関、政策担当者、納税者等）など専門分野の異なるパネリストから成る評価ボードを設定し、合議により評価結果を得る方式。分野横断的な研究開発の評価や社会的・経済的な観点からの評価において有効。</u></p> <p><u>評点法：評価者の主観的な判断を定量化して評価する方法。まず考えられる評価項目についてリストを作成し、評価者がヒアリングや報告書や各種データを基にして各項目ごとに評点をつけ、これらの評点を合計して総合点を算出するなどして評価する方法。複数の事業間の相対評価を行う場合等については、評点法の活用が有効と考えられる。</u></p> <p><u>今後、評価においては、その信頼性を高めるため、従来にも増して評価に先立つ調査分析を充実させ、判断の根拠となる客観的・定量的なデータを組織的に収集・分析するなど、その質の高度化が求められる。また、当面、現在入手可能な手法の中から適切なものを選択して行うが、今後は、評価手法等についても、それらの開発・改良を進め、評価の高度化を図る。</u></p>
	<p>2. 2. 3. 3 評価の観点</p> <p><u>評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に示されている政策評価の観点も踏まえ、必要性、有効性、効率性等の観点から行う。また、評価は、対象となる研究開発の国際的水準に照らして行う。さらに、研究者が、社会とのかかわりについて常に高い関心を持ちながら研究開発に取り組むことが重要であることから、研究開発によっては、人文・社会科学の視点も評価に十分に盛り込まれるよう留意すること、評価を通じて研究開発の前進や質の向上が図られることが重要であることから、評価が必要以上に管理的にならないようにすることや、研究者の挑戦意欲を萎縮させないためにも研究者が挑戦した課題の困難性も勘案することが重要である。</u></p>
<p>2. 3. 3. 3 評価項目の抽出</p> <p>評価実施主体は、研究開発の性格、内容、規模等に応じて、独創性、革新性、先導性、計画・体制・手法の妥当性、目的の達成度、計画外事象の発生の有無及び対応の適否、論文・特許等の新しい知の創出への貢献、成果の産業化、産学官連携等の社会・経済への貢献、人材の養成・確保、支援体制や知的基盤の整備等の評価項目を適切に抽出する。</p>	<p>2. 2. 3. 4 評価項目の抽出</p> <p>評価実施主体は、研究開発の性格、内容、規模等に応じて、<u>当該研究開発の緊急性、重要性（「必要性」）、当該研究開発の成果の有効性（「有効性」）、当該研究開発の方法、体制の効率性（「効率性」）等の観点の下、適切な評価項目及び評価基準を設定し実施する。</u></p> <p><u>評価項目としては、以下のものが挙げられる。</u></p> <p><u>ア. 「必要性」の観点</u></p> <p><u>科学的・技術的意義(独創性、革新性、先導性、発展性等)、社会的・経済的意義(産業・経済活動の活性化・高度化、国際競争力の向上、知的財産権の取得・活用、社会的価値(安全・安心で心豊かな社会等)の創出、国益確保への貢献、政策・施策の企画立案・実施への貢献等)、国費を用いた研究開発としての妥当性(国や社会のニーズへの適合性、機関の設置目的や研究目的への適合性、国の関与の必要性・緊急性、他国の先進研究開発との比較における妥当性等)等</u></p> <p><u>イ. 「有効性」の観点</u></p> <p><u>目標の実現可能性や達成のための手段の存在、研究者の能力、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、(見込まれ</u></p>

	<p>る) 直接の成果の内容、(見込まれる) 効果や波及効果の内容、研究開発の質の向上への貢献、実用化・事業化の見通し、行政施策実施への貢献、人材の養成、知的基盤の整備への貢献 等</p> <p>ウ.「効率性」の観点</p> <p>計画・実施体制の妥当性、目標・達成管理の妥当性、費用構造や費用対効果の妥当性、研究開発の手段やアプローチの妥当性 等</p>
	<p>2. 2. 3. 5 評価基準の設定</p> <p>評価基準については、設定された各評価項目についての判断の根拠があいまいにならないよう、あらかじめ明確に設定する。この際、評価実施主体は、量的な評価のみに陥ることなく研究開発の質を重視する。特に、科学的・技術的観点からの評価基準の設定に当たっては、世界的水準等を基本とする。</p> <p>また、評価実施主体は、評価者の見識に基づく判断を基本とするが、評価の客観性を確保する観点から、評価対象や目的に応じて、論文被引用度、特許の取得状況等の数量的な情報・データ等を評価の参考資料として活用する。ただし、評価実施主体がこれらの数量的な情報・データ等を評価指標として安易に使用すると、被評価者の健全な研究活動を歪めてしまう恐れがあることから、使用目的を被評価者に明示した上で慎重に参考資料として活用する。特にインパクトファクターは論文誌等の注目度を示す指標であり、必ずしも掲載論文の質を示す指標ではないことから、国内の論文誌等の育成との政策課題にも配慮しつつ、その使用について十分注意する。</p>
	<p>2. 2. 3. 6 評価の実施</p> <p>評価実施主体は、上記のように設定した評価項目、評価基準に従い、評価を実施するが、この際特定の政策目的を持った研究開発施策、研究開発課題等においては、予め設定された研究目標に対する達成度等を評価することを基本とする。</p> <p>また、必要に応じて、抽出した評価項目全体を平均的に判断するばかりではなく、場合によっては優れている点を積極的に取り上げる。また、失敗も含めた研究の過程や計画外の事象から得られる知見、研究者の意欲、活力、発展可能性等にも配慮する。さらに、被評価者が達成度を意識する余り当初の目標を低く設定することがないように、高い意義を有する課題に挑む姿勢を考慮する。</p>
<p>2. 3. 4 評価に当たり留意すべき事項</p> <p>2. 3. 4. 1 優れている点の積極的な評価</p> <p>評価実施主体は、研究開発の目的・目標を明確にさせた上で、その意義や達成度を評価することを基本とするが、抽出した評価項目全体を平均的に判断するばかりではなく、場合によっては優れている点を積極的に取り上げる。また、失敗も含めた研究の過程や計画外の事象から得られる知見、研究者の意欲、活力、発展可能性等にも配慮する。さらに、被評価者が達成度を意識する余り当初の目標を低く設定することがないように、高い意義を有する課題に挑む姿勢を考慮する。</p> <p>2. 3. 4. 2 質を重視した評価</p> <p>評価実施主体は、量的な評価のみに陥ることなく研究開発の質を重視する。特に、科学的・技術的観点からの評価基準の設定に当たっては、世界的水準等を基本とする。</p> <p>2. 3. 4. 3 客観性のある情報・データ等の活用</p> <p>評価実施主体は、評価者の見識に基づく判断を基本とするが、評価の客観性を確保する観点から、評価対象や目的</p>	<p>2. 2. 4 評価に当たり留意すべき事項</p> <p>2. 2. 3. 6 評価の実施 に記載</p> <p>2. 2. 3. 5 評価基準の設定 に記載</p> <p>2. 2. 3. 5 評価基準の設定 に記載</p>

<p>に応じて、論文被引用度、特許の活用状況等の数量的な情報・データ等を評価の参考資料として活用する。その際、研究開発分野毎の特性等に配慮する。</p>	
<p>2. 3. 4. 4 評価活動の継続性</p> <p>評価実施主体は、対象となる研究開発について過去に行われた評価を踏まえる必要がある場合、その評価を行った者を評価者に含めるなど、評価の考え方の継承に努め、継続性を確保する。</p>	<p>2. 2. 4. 1 評価活動の継続性</p> <p>評価実施主体は、必要に応じて、過去に評価を行った者を評価者に含めるなど、評価の考え方の継承に努め、継続性を確保する。</p> <p><u>また、一連の評価に係る情報を一括管理し、当該研究開発の過程をたどることを可能としたり、事後評価や追跡評価の結果を次の段階の課題や施策がより良いものになるように活用されるよう運営する。このような評価の運営を図ることによって、個別の研究開発や上位の施策等の質が次第に向上していくような評価システムの運営を行う。</u></p>
<p>2. 3. 4. 5 評価の過程における被評価者との意見交換</p> <p>評価実施主体は、評価内容の充実、研究開発活動の効果的・効率的な推進、並びに評価者と被評価者の信頼関係の醸成の観点から、評価の過程において評価者と被評価者による意見交換の機会を可能な限り確保するよう努める。その際、評価の公正さと透明性が損なわれないよう配慮する。</p>	<p>2. 2. 4. 2 評価の過程における被評価者との意見交換</p> <p>評価実施主体は、評価内容の充実、研究開発活動の効果的・効率的な推進、並びに評価者と被評価者の信頼関係の醸成の観点から、評価の過程において評価者と被評価者による意見交換の機会を可能な限り確保するよう努める。その際、評価の公正さと透明性が損なわれないよう配慮する。</p>
<p>2. 3. 4. 6 基礎研究等の評価</p> <p>基礎研究については、その成果は必ずしも短期間のうちに目に見えるような形で現れてくるとは限らず、長い年月を経て予想外の発展を導くものも少なからずある。このため、評価実施主体は、画一的・短期的な観点から性急に成果を期待するような評価に陥ることのないよう留意する。その際、科学的・技術的観点からの評価が基本となるが、社会的・経済的観点からの評価を考慮すべきものがあることに配慮する。</p> <p>また、試験調査等の研究開発の基盤整備的な役割を担うものについては、個々の性格を踏まえた適切な評価方法を用いる。</p> <p>2. 3. 5 評価方法の見直し</p> <p>評価実施主体は、科学技術の急速な進展や、社会や経済情勢の変化等、研究開発を取り巻く状況に応じ、評価項目・基準等を見直す。</p>	<p>3. 2. 1. 3 評価方法 に記載</p> <p>2. 2. 3. 1 評価方法の設定及び周知 に記載</p>
<p>2. 4 評価結果の取扱い</p> <p>研究開発を企画立案し、実施し、評価し、反映するといった循環過程を有効なものとするためには、評価結果を適切に活用していくことが重要である。このため、文部科学省内部部局及び研究開発を行う機関等は、評価結果について、研究開発の企画立案や資源配分等に適切に反映し、研究開発の質の向上や資源の有効活用を図る。</p>	<p>2. 3 評価結果の取扱い</p> <p>研究開発を企画立案し、実施し、評価し、反映するといった循環過程を有効なものとする <u>又は評価が戦略的な意思決定を助けるためには、あらかじめ明確に設定した評価目的及び評価活用方法に沿って</u> 評価結果を適切に活用していくことが重要である。このため、<u>研究開発施策、研究開発課題及び研究開発機関等の評価については、</u> 文部科学省内部部局及び研究開発を行う機関等は、評価結果について、研究開発の企画立案や資源配分等に適切に反映し、研究開発の質の向上や資源の有効活用を図る。<u>また、研究者等の業績の評価結果については、その処遇等を決定する際に活用する。</u></p> <p><u>評価結果の活用としては、評価時期、評価対象別に、以下のとおりとする。</u></p>

	<p><u>ア. 研究開発施策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○事前評価では、実施の可否、研究計画の変更等 ○中間評価では、進捗度の点検と目標管理、継続、中止、方向転換、研究開発の質の向上、研究者の意欲喚起等 ○事後評価では、計画の目的や目標の達成・未達成の確認、次の政策・施策形成への活用、国民への説明等 ○追跡評価では、効果・効用（アウトカム）や波及効果（インパクト）の確認、国民への説明、次の政策・施策形成への活用等 <p><u>イ. 研究開発課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○事前評価では、採択・不採択又は計画変更、研究開発施策の質の向上等 ○中間評価では、進捗度の点検と目標管理、継続、中止、方向転換、研究開発の質の向上、研究者の意欲喚起等、 ○事後評価では、計画の目的や目標の達成・未達成の確認、次の段階の研究開発の企画・実施、国民への説明、結果のデータベース化や以後の評価での活用、研究開発管理手法へのフィードバック等 ○追跡評価では、効果・効用（アウトカム）や波及効果（インパクト）の確認、国民への説明、次の政策・施策・課題形成への活用、研究開発管理手法へのフィードバック等 <p><u>ウ. 研究開発機関</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○事前評価では、優れた研究開発体制の構築等 ○中間評価では、進捗度の点検と目標管理、自己改革の促進、研究開発の質の向上等 ○事後評価では、計画の目的や目標の達成・未達成の確認、自己改革の促進、次の段階の研究開発の企画・実施、国民への説明等 <p><u>エ. 研究者等の業績</u></p> <p><u>昇格やポスト登用の審査への活用、勤勉手当や年俸への反映、研究費の追加配分、自由な研究開発環境などの特典の付与、研究開発の継続や次の段階の研究開発の実施等</u></p> <p><u>特に、中間評価においては、必要に応じて新しい研究展開を柔軟に指摘する。例えば、進展の激しい研究開発については、柔軟に研究計画を変更することを提言する。さらに研究が一層発展するよう助言するという観点が重要である。</u></p> <p><u>また、評価実施主体は、評価結果に応じて、研究者がさらにその研究を発展させ、より一層の成果を上げることができるような事後評価を行うとともに、必要に応じて、研究開発実施・推進主体は事後評価を活用し、ある制度で生み出された研究成果が適切に次の制度等で活用されるような繋ぐ仕組みの構築を図る。 (P)</u></p>
<p>2. 4. 1 評価結果の公表、資源配分等への反映プロセス</p> <p>評価実施主体は、評価結果を原則公表するとともに、研究開発の企画立案に責任を有する部門や資源配分等に責任を有する部門に適切に周知する。また、評価結果が他の評価にも有効であることに留意し、必要に応じ関係部門に周知する。それらの部門は、評価結果を受け、研究開発施策や機関運営等の改善や、資源配分等への適切な反映について検討する。その上で、文部科学省内部部局及び研究開発を行う機関等はこれらの検討結果や反映状況も含め公表する。</p>	<p>2. 3. 1 評価結果の公表、資源配分等への反映プロセス</p> <p>評価実施主体は、評価結果を原則公表するとともに、研究開発の企画立案に責任を有する部門や資源配分等に責任を有する部門に適切に周知する。また、評価結果が他の評価にも有効であることに留意し、必要に応じ関係部門に周知する。それらの部門は、評価結果を受け、研究開発施策や機関運営等の改善や、資源配分等への適切な反映について検討する。その上で、文部科学省内部部局及び研究開発を行う機関等はこれらの検討結果や反映状況も含め公表する。</p>

<p>2. 4. 2 公表における留意事項</p> <p>評価実施主体は、評価結果等について、個人情報や知的財産の保護等、予め必要な制限事項について配慮した上で公表する。また、評価結果の公表は、国民に対する説明責任を果たすとともに、評価の公正さと透明性を確保し、社会や産業において広く活用されることに役立つことから、インターネットを利用するなどして、分かりやすく活用されやすい形で公表する。その際、評価の目的や前提条件を明らかにするなど、評価結果が正確に伝わるように配慮する。評価者の評価内容に対する責任を明確にするともに、評価に対する公正さと透明性の確保の点から、適切な時期に評価者名を公表する。</p>	<p>評価実施主体は、評価結果等について、個人情報や知的財産の保護等、予め必要な制限事項について配慮した上で公表する。また、評価結果の公表は、国民に対する説明責任を果たすとともに、評価の公正さと透明性を確保し、社会や産業において広く活用されることに役立つことから、インターネットを利用するなどして、分かりやすく活用されやすい形で公表する。その際、評価の目的や前提条件を明らかにするなど、評価結果が正確に伝わるように配慮する。評価者の評価内容に対する責任を明確にするとともに、評価に対する公正さと透明性の確保の点から、適切な時期に評価者名を公表する。<u>ただし、研究開発課題の評価の場合、研究者間に新たな利害関係を生じさせないよう、個々の課題に対する評価者が特定されないように配慮することが必要である。</u></p>
<p>2. 4. 3 被評価者からの意見の提出</p> <p>評価実施主体は、評価実施後、研究開発の規模等を考慮しつつ、被評価者からの求めに応じた評価結果（理由を含む）の開示、被評価者が説明を受け、意見を述べることができる仕組みの整備に努める。被評価者からの意見を受け、必要に応じ評価方法等を検証する。</p>	<p>2. 3. 2 被評価者からの意見の提出</p> <p>評価実施主体は、評価実施後、研究開発の規模等を考慮しつつ、被評価者からの求めに応じて評価結果（理由を含む）<u>を開示する。さらに、被評価者が説明を受け、意見を述べることができる仕組みの整備を図る。</u>被評価者からの意見を受け、必要に応じ評価方法等を検証する。<u>また、被評価者が評価結果について納得し難い場合に、評価実施主体に対し、十分な根拠をもって異議を申し立てるための体制整備に努める。</u></p>
<p>2. 5 評価における負担の回避</p> <p>評価に伴う作業負担が過重となり、研究開発活動に支障が生じないよう、評価実施主体は、評価目的や評価対象に応じ、既に行われた評価結果を活用したり、適切な範囲内で可能な限り簡略化した評価を行うなど、適切な方法を採用し、効率的に行う。なお、評価方法の簡略化を行う場合には、公正さと透明性を確保する観点から、評価実施主体はその理由等を示す。</p> <p>また、文部科学省内部部局及び研究開発を行う機関等は、外部評価の効果的・効率的な実施の観点から、予め自らの研究開発について適切な関係資料の整理に努める。</p>	<p>2. 4 評価における過重な負担の回避</p> <p>評価に伴う作業負担が過重となり、研究開発活動に支障が生じないよう<u>留意する。</u></p> <p>評価実施主体は、評価目的や評価対象に応じ、<u>複数の評価実施主体が同一の評価対象についてそれぞれ異なる目的で評価を実施する場合や、研究開発課題・施策・機関といった階層構造の中で複数の評価を実施するような場合等において、評価の重複を避けるよう、可能な限り既に行われた評価結果を活用する。具体的には</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>○本指針における独立行政法人、国立大学法人等の機関評価にあたっては、独立行政法人評価委員会等において指針を踏まえて実施された評価を本指針における機関評価とする。</u> <u>○ある制度を評価する際に、その下にあるプログラムの中の個々の課題まで詳細に点検するのではなく、プログラム単位で行われた評価を活用する。など</u> <p><u>また、研究開発課題等の特性等に応じて、適切な範囲内で可能な限り簡略化した評価を行うなど、評価目的、趣旨を一層明確化した上で、評価の必要性の高いものを峻別して評価活動を効率的に行う。具体的には、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>○萌芽的研究、比較的小規模な研究、大学等における基盤的経費を財源とする基礎研究等は、必要に応じて中間・事後評価を省略する。</u> <u>○外部評価は、評価者、被評価者ともに大きな負担を強いるため、小規模な研究開発課題や適切な評価を行い得る専門家が非常に少ない研究開発課題については、外部評価は実施しない。など</u> <u>○評価対象となる研究開発課題が比較的少額の場合、メールレビューを実施したり、評価項目を限定するなど簡略化する。</u> <p>なお、評価方法の簡略化を行う場合には、公正さと透明性を確保する観点から、評価実施主体はその理由等を示す。<u>評価にあたっては、その目的・役割を明確化することを徹底し、評価システムとしての重複がある場合には、統合化・簡素化などの評価システムの合理化を図る。</u></p> <p><u>さらに、評価文書を可能な限り統一すること等により評価作業を省力化する。</u></p> <p><u>評価にあたっては、その目的・役割を明確化した上で、評価結果を適切に活用することにより、被評価者への確実なフィードバックにつなげることが必要である。また、我が国では、評価に従事する者が質・量ともに不足している</u></p>

	<p><u>ため、過重な負担が一部にかかっていることを踏まえ、評価者、研究開発実施・推進主体の職員等の育成・確保など評価体制の強化を図る。</u></p> <p>また、文部科学省内部部局及び研究開発を行う機関等は、外部評価の効果的・効率的な実施の観点から、予め自らの研究開発について適切な関係資料の整理に努める。</p>
<p>2. 6 評価の質の向上のための方策</p>	<p>2. 5 評価の質の向上のための方策</p> <p><u>研究開発実施・推進主体は、研究開発の特性に応じて、質の高い実効性のある評価が行われるように、評価実施のための具体的な仕組みを定め、公表する。また、評価自体やこのために必要な調査・分析、体制整備等に要する予算の確保、質の高い評価を実施するための人材の養成・確保等を通じて、世界的に高い水準の評価を行う体制を整備することが必要である。その際は、必要に応じて研究施策、課題ごとに、その特性に応じ実効性のある評価が行われるような体制を整えるために要する経費を確保することが必要である。</u></p>
<p>2. 6. 1 評価人材の養成・確保</p> <p>文部科学省内部部局及び研究開発を行う機関等は、評価の公正さを高めるとともに、研究者の評価に対する認識を深め、評価の質の向上を図る等の観点から、評価者の層の拡大に努める。その際、若手や産業界の研究者からも選任するよう努めるとともに、研究者、評価の専門家や評価業務に携わる人材の中から、早い段階で優れた研究開発課題や人材等を見出し、研究開発を発展させることのできる評価人材を確保するよう制度や体制の整備に努める。</p> <p>また、研修、シンポジウム等を通じて、評価業務に携わる人材を養成・確保する。</p> <p>なお、波及効果や費用対効果等の分析に関しては、分析の出来る人材の養成・確保や、分析結果の利用を含めた評価手法の開発の必要性があることに留意する。</p>	<p>2. 5. 1 評価人材の養成・確保等</p> <p><u>(評価事務局職員、プログラムオフィサー等について)</u></p> <p><u>文部科学省内部部局及び研究開発を行う機関等においては、評価部門を設置し、国の内外から若手を含む研究経験のある人材を適性に応じ配置し、効果的・効率的な評価システムの運営と評価の高度化を推進する体制を整備する。</u></p> <p><u>競争的資金の配分機関においては、競争的資金制度の適切な運用、研究開発課題の評価プロセスの適切な管理、質の高い評価、優れた研究の支援、申請課題の質の向上の支援等を行うために、研究経験のある人材を専任のプログラムディレクター(注1)、プログラムオフィサー(注2)として充てるマネジメントシステムの構築を図る。この際、各制度の趣旨や目的等に応じて、プログラムオフィサーを最大限活用した効率的かつ的確に評価を行うための方法や評価に関する者の役割分担の明確化が必要である。</u></p> <p><u>競争的資金以外の大規模プロジェクト等においては、恒常的に当該プロジェクトに関与し、円滑な推進のために助言等を行う者を必要に応じて設置する。</u></p> <p><u>プログラムオフィサー等は、評価結果の信頼性を確保する上で重要な役割を担っていることに鑑み、資質向上のための研修等を行う。また、研究機関等において、その経歴を研究活動の一環として適切に評価し、給与や処遇に反映するなどインセンティブを確保することにより、プログラムディレクター、プログラムオフィサーを研究者のキャリアパスとして位置付ける。さらに、研究者がプログラムディレクター、プログラムオフィサーへ円滑にキャリアを転換できるような仕組みについて検討する。</u></p> <p><u>国、大学、公的研究機関の事務局における人的拡充を含めた研究開発評価体制の構築や職員等の評価実施能力の向上を図ることは、評価に係る各種作業を円滑に行う上で不可欠である。このため、職員等を対象とした研修等の開催、評価に係る相談窓口の設置、研究開発評価専門研究者等の派遣等の取組を進める。また、研究機関等においては、評価部門に専門性が蓄積されるような人事運用面で配慮する。</u></p> <p><u>(評価者について)</u></p> <p>文部科学省内部部局及び研究開発を行う機関等は、評価の公正さを高めるとともに、研究者の評価に対する認識を深め、評価の質の向上を図る等の観点から、評価者の層の拡大に努める。研究者、評価の専門家や評価業務に携わる人材の中から、早い段階で優れた研究開発課題や人材等を見出し、研究開発を発展させることのできる評価人材を確</p>

	<p>保するよう制度や体制の整備に努める。<u>さらに、評価システムの高度化に資するため、評価者のプール化の仕組みの構築に努める。(P)</u></p> <p><u>大学・公的研究機関における教育や研究活動と牽引している評価者やプログラムオフィサーについては、過重な作業が原因で本来の教育や研究活動に支障が生じることがないように、評価実施主体による所属機関に対する適切な支援策や所属機関における評価者等に対する適切な措置を検討する。具体的には、競争的資金配分機関等においては、評価者等の教育負担等を軽減するための経費を所属機関に措置するとともに、所属機関においては、評価者等としての経歴を評価するとともに、教育負担等を軽減するための措置を行うなどの仕組みを構築する。(P)</u></p> <p><u>(評価システム高度化のための評価支援体制の整備)</u></p> <p><u>評価の信頼性を高めるために、評価に先立つ調査分析を充実させるとともに、事前評価や追跡評価における効果や波及効果等の社会経済への還元に係る評価手法や基礎研究についての評価手法等評価システム高度化のための調査・分析を実施する。</u></p> <p><u>(注1)競争的資金制度と運用について統括する研究経歴のある高い地位の責任者をいう。</u></p> <p><u>(注2)各制度の個々のプログラムや研究課題の選定、評価、フォローアップ等の実務を行う研究経歴のある責任者をいう。</u></p>
<p>2. 6. 2 データベースの構築・活用等</p> <p>文部科学省内部部局及び研究開発を行う機関等は、評価業務の効率化等を図るため、各研究開発課題毎に、その目的や領域の区分を明確にするとともに、研究者（エフォート^(注)を含む）、資金（制度、金額）、研究開発成果（論文、特許等）、評価者、評価結果（評価意見等）を収録したデータベースの構築やその活用、データベースへの情報提供を行う。</p> <p>さらに、評価業務の効率化を図るため、電子申請等の電子システムを導入する。</p> <p>^(注) 研究者の年間の全仕事時間に対する当該研究開発の実施に必要とする時間の配分率をいう。（エフォート＝（当該研究開発従事時間）／（年間全仕事時間））×100</p>	<p>2. 5. 2 データベースの構築・活用等 (P)</p> <p>文部科学省内部部局及び研究開発を行う機関等は、評価業務の効率化等を図るため、各研究開発課題毎に、その目的や領域の区分を明確にするとともに、研究者（エフォート^(注)を含む）、資金（制度、金額）、研究開発成果（論文、特許等）、評価者、評価結果（評価意見等）を収録したデータベースの構築やその活用、データベースへの情報提供を行う。</p> <p>^(注) 研究者の年間の全仕事時間に対する当該研究開発の実施に必要とする時間の配分率をいう。（エフォート＝（当該研究開発従事時間）／（年間全仕事時間））×100</p>
<p>2. 6. 3 評価の検証</p> <p>評価実施主体は、評価システムの適切な運用を確保するとともに、その改善を図る観点から、評価の在り方について評価者や被評価者等からの意見の聴取に努めるなど、評価の検証を適時行い、評価の質の向上や評価システムの改善に努める。</p>	<p>1. 5 評価システムの構築 に記載</p>
<p>第3章 対象別事項</p> <p>研究開発に関する評価が多様な側面からなされるようになったことから、各評価を個別に行うのではなく、収集した情報や評価結果を相互に活用することにより、作業の重複を避け、効率的に評価を実施することが必要である。例えば、研究開発課題の評価結果は、研究開発施策、研究開発を行う機関等、あるいは研究者等の業績の評価の際の情</p>	<p>第3章 対象別事項</p> <p>研究開発に関する評価が多様な側面からなされるようになったことから、各評価を個別に行うのではなく、収集した情報や評価結果を相互に活用することにより、作業の重複を避け、効率的に評価を実施することが必要である。例えば、研究開発課題の評価結果は、研究開発施策、研究開発を行う機関等、あるいは研究者等の業績の評価の際の情</p>

<p>報となり得るものであり、課題の評価実施主体は、評価結果に関する情報の提供を積極的に行う。</p>	<p>報となり得るものであり、課題の評価実施主体は、評価結果に関する情報の提供を積極的に行う。</p>
<p>3. 1 研究開発施策の評価</p> <p>研究開発施策の評価の実施に当たっては、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」や「文部科学省政策評価基本計画」等に基づく政策評価と整合するよう取り組む。</p> <p>3. 1. 1 評価システム</p> <p>文部科学省内部部局は、評価の実施に当たって、研究開発施策を企画立案し、実施し、評価するとともに、評価結果を施策の見直しや運用の改善などに適切に反映するという循環過程を構築する。なお、評価を適切に実施するために、施策を企画立案する際に、達成目標を明確にするなど、評価を念頭に置くことが重要である。</p> <p>研究開発施策の評価に当たっては、評価の階層構造が存在することを考慮し、様々な評価を有機的に連携させる。例えば、研究開発課題を運営する制度に関しては、その制度の下で行われる課題の評価結果を総覧しつつ、分野間の配分や制度運営の適切性などの視点も含め、評価を行う。その際、課題の評価者からの意見聴取等に配慮する。</p> <p>3. 1. 2 評価方法</p> <p>研究開発施策の評価に関しては、新たに導入されたところであり、文部科学省内部部局は、適切な評価手法を検討しながら進める。</p> <p>①関連する研究開発課題や研究開発を行う機関等の評価結果を踏まえつつ、研究開発施策が国の方針に照らして適切であるか、所期の効果を挙げているか、関連する施策との連携を保ちながら効果的・効率的に推進されているかなどの評価を行う。また、分野間の比率や優先順位等も考慮する。</p> <p>②事前に出来る限り多様な視点から研究開発施策の必要性、有効性を見極める評価を行うとともに、諸情勢の変化に柔軟に対応しつつ、常に活発な研究開発が実施されるよう、定期的に中間評価、さらに、事後評価を行い、施策の改善に役立てる。また、必要に応じて、追跡評価を行い、成果の活用状況や波及効果等を把握するとともに、過去の評価の妥当性を検証し、関連する施策の見直し等に適切に反映する。</p> <p>③研究開発を取り巻く諸情勢に関する幅広い視野を評価に取り入れるために、科学的・技術的観点に関しては外部専門家から、社会的・経済的観点に関しては外部有識者等からの意見聴取や、外部機関による分析を加味することに努める。その際、評価結果を研究開発施策等の企画立案に適切に反映することを容易にするために、審議会を積極的に活用する。</p> <p>④国民の理解を得るため、評価結果等をインターネットを利用するなどして広く公表するとともに、必要に応じて国民の意見を反映させる。</p>	<p>3. 1 研究開発施策の評価</p> <p>研究開発施策の評価の実施に当たっては、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」や「文部科学省政策評価基本計画」等に基づく政策評価と整合するよう取り組む。<u>具体的には、本指針を踏まえて実施した政策評価（実績評価、研究開発課題を除いた事業を対象とする事業評価）を本指針の研究開発施策の評価とする。なお、重要なものについては、必要に応じて、審議会等を活用し、外部評価等を行うこととする。この際も、評価の重複を排除するため、フォーマットを可能な限り統一するなど既存の評価結果の活用を図る。</u></p> <p>3. 1. 1 評価システム</p> <p>文部科学省内部部局は、評価の実施に当たって、研究開発施策を企画立案し、実施し、評価するとともに、評価結果を施策の見直しや運用の改善などに適切に反映するという循環過程を構築する。なお、評価を適切に実施するために、施策を企画立案する際に、<u>評価を念頭に置いて達成目標を明確に設定するとともに、定期的・継続的に目標の達成度合いを評価する。達成目標については、可能な限り定量的な形にし、定量的な目標の設定が困難な場合も、可能な限り評価可能な定性的な目標を設定するように努める。</u></p> <p>研究開発施策の評価に当たっては、評価の階層構造が存在することを考慮し、様々な評価を有機的に連携させる。例えば、研究開発課題を運営する制度に関しては、その制度の下で行われる課題の評価結果を総覧しつつ、分野間の配分や制度運営の適切性などの視点も含め、評価を行う。その際、課題の評価者からの意見聴取等に配慮する。<u>なお、研究開発施策の評価については、その重要性に鑑み、今後、その一層の定着・充実を図ることとする。</u></p> <p>3. 1. 2 評価方法</p> <p>研究開発施策の評価に関しては、<u>これまでに明らかになった課題を踏まえ</u>、文部科学省内部部局は、適切な評価手法を検討しながら進める。</p> <p>①関連する研究開発課題や研究開発を行う機関等の評価結果を踏まえつつ、研究開発施策が国の方針に照らして適切であるか、所期の効果を挙げているか、関連する施策との連携を保ちながら効果的・効率的に推進されているかなどの評価を行う。また、分野間の比率や優先順位等も考慮する。</p> <p>②事前に出来る限り多様な視点から研究開発施策の必要性、有効性を見極める評価を行うとともに、諸情勢の変化に柔軟に対応しつつ、常に活発な研究開発が実施されるよう、定期的に中間評価、さらに、事後評価を行い、施策の改善に役立てる。また、必要に応じて、追跡評価を行い、成果の活用状況や波及効果等を把握するとともに、過去の評価の妥当性を検証し、関連する施策の見直し<u>や改善、より良い施策の形成等</u>に適切に反映する。</p> <p>③研究開発を取り巻く諸情勢に関する幅広い視野を評価に取り入れるために、<u>必要に応じ</u>、科学的・技術的観点に関しては外部専門家から、社会的・経済的観点に関しては外部有識者等からの意見聴取や、外部機関による分析を加味する。その際、評価結果を研究開発施策等の企画立案に適切に反映することを容易にするために、審議会を積極的に活用する。</p> <p>④国民の理解を得るため、評価結果等をインターネットを利用するなどして広く公表するとともに、必要に応じて国民の意見を反映させる。</p>
<p>3. 2 研究開発課題の評価</p>	<p>3. 2 研究開発課題の評価</p>

3. 2. 1 共通事項

3. 2. 1. 1 分類

研究開発課題は、公募により複数の候補の中から優れたものが競争的に選択され、実施される「競争的資金による研究開発課題」、国が定めた明確な目的や目標に沿って重点的に推進される「重点的資金による研究開発課題」及び研究開発を行う機関に経常的に配分された資金により実施される「基盤的資金による研究開発課題」に区分される。

3. 2. 1. 2 評価時期

評価実施主体は、研究開発課題について、原則として事前評価及び事後評価を行う。

5年以上の研究開発期間を有する、あるいは期間の定めが無いものについては、当該研究開発課題の性格、内容、規模等を考慮し、例えば3年毎を一つの目安として定期的に中間評価を行う。

また、研究開発終了後、一定の期間を経過した後に副次的効果を含め顕著な成果が確認されることもあるため、学会等における評価や実用化の状況を適宜把握し、必要に応じて追跡評価を行う。追跡評価では、成果の活用状況や波及効果等を把握するとともに、過去の評価の妥当性を検証し、関連する研究開発施策の見直し等に適切に反映する。

なお、10億円以上の費用を要することが見込まれる研究開発課題については、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」等に基づき、行政機関が事前評価を行うことが義務付けられており、本指針に基づいて評価を行う。

3. 2. 1. 3 評価方法

評価実施主体は、研究開発課題の性格、内容、規模等に応じて適切な手法や項目を設定する。

3. 2. 1 共通事項

3. 2. 1. 1 分類

研究開発課題は、公募により複数の候補の中から優れたものが競争的に選択され、実施される「競争的資金による研究開発課題」、国が定めた明確な目的や目標に沿って重点的に推進される「重点的資金による研究開発課題」及び研究開発を行う機関に運営費交付金等として経常的に配分された資金により実施される「基盤的資金による研究開発課題」に区分される。

3. 2. 1. 2 評価時期

評価実施主体は、研究開発課題について、原則として事前評価及び事後評価を行う。

5年以上の研究開発期間を有する、あるいは期間の定めが無いものについては、当該研究開発課題の性格、内容、規模等を考慮し、例えば3年毎を一つの目安として定期的に中間評価を行う。

また、研究開発終了後、一定の期間を経過した後に副次的効果を含め顕著な成果が確認されることもあるため、学会等における評価や実用化の状況を適宜把握し、必要に応じて追跡評価を行う。追跡評価では、成果の活用状況や波及効果等を把握するとともに、過去の評価の妥当性を検証し、関連する研究開発施策の見直し等に適切に反映する。

なお、10億円以上の費用を要することが見込まれる研究開発課題については、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」等に基づき、行政機関が事前評価を行うことが義務付けられており、本指針に基づいて評価を行う。

3. 2. 1. 3 評価方法

評価実施主体は、研究開発課題の性格、内容、規模等に応じて適切な手法や項目を設定する。 **(P)**

特に、研究の発展段階、性格に応じて適切な評価手法等が異なるため、適切な評価手法等を選択することが必要である。以下に典型的な評価手法を記載する。

(1) 研究者の自由な発想に基づく研究

研究者の自由な発想に基づく研究は、人文・社会科学、自然科学のあらゆる学問分野にわたるものであり、その性格、内容、規模等が極めて多様であり、独創性が重視されるとともに、萌芽的な研究や長期間を経て波及効果が現れる研究等、評価が困難なものも多い。さらに、新しい原理や法則の発見に至る過程においては、研究の経過そのものや時には失敗さえもが、その後の展開にとって価値を有する場合がある。また、大学等においては、研究成果を踏まえた教育活動によって研究者をはじめ社会の様々な分野で活躍する人材が養成されるなど、研究活動と教育活動が密接な関連をもって推進されている点にも大きな特徴がある。

そのため、その評価にあたっては、数量的指標に拘泥することなく、研究内容の質の面からのきめ細やかな評価を行い、ピアレビュー法による学問的な意義についての評価を中心とする。それに加えて、研究の分野や目的に応じて、社会・経済への貢献という観点から新技術の創出や特許等の取得状況等を評価の視点の一つとする。また、長期的・文化的なインパクトなど多様な観点を踏まえ、必要に応じ、追跡評価を行う。研究成果は必ずしも短期間のうちに目に現れるよう形で現れてくるとは限らず、長い年月を経て予想外の発展を導くものも少なからずあることから、評価実施主体は、画一的・短期的な観点から性急に成果を期待することのないよう留意するとともに、5年先、10年先に発展するあるいは成果があらわれると思われる研究を拾い上げるという視点が重要である。さらに、最先端の研究のみならず、萌芽的な研究を推進するとともに、若手研究者による柔軟で多様な発想を活かし、育てるという視点が重要である。単に成果を事後的に評価するのみならず、現に研究活動に取り組んでいる研究者の意欲や活力、発展可

能性を適切に評価するという視点を持つべきである。加えて、成果が出やすい無難な研究ばかりにならないよう、場合によっては、成果より国際的な視点で見た新規性、革新性等を重視することが必要である。さらに、基礎研究の成果を測定し、評価を行う手法が未だに十分に確立していないことを踏まえ、評価方法の開発が必要である。

大学等は教育機能を有する機関でもあることから、大学等の機関評価や大学等の研究者の業績評価については、教育、研究、社会貢献といった大学等の諸機能全体の適切な発展を目指すことが必要であり、研究と教育の有機的關係に配慮する。

(2) 特定の政策目的に基づく基礎研究

(1) に加え、科学的・技術的な観点を中心とした評価を行いつつも、より社会的・経済的観点を加えた評価を実施することが必要であり、ピアレビュー法による評価を基本としつつ、産業界や人文・社会科学の人材などを適切に加えて評価を実施する。

(3) 出口志向の研究開発であって、シーズと出口を結びつける不連続なフェーズ

科学的・技術的な観点のみならず、社会的観点、経済的観点を重視する評価を行う。例えば、資源配分に責任と裁量を持つプログラムマネージャーを設けるなどによって採択、進捗管理、評価を一貫して推進し、評価においては、必要に応じて、ピアレビュー法による評価と産業界、政策担当者など科学技術の受け手側の者を中心とした評価（エキスパートレビュー法）を併用する。

(4) 出口志向の研究開発であって、より出口が明確なフェーズ

科学的・技術的な観点のみならず、より社会的・経済的観点を重視する評価を行う。産業界、政策担当者など科学技術の受け手側の者を中心とした評価（エキスパートレビュー法）を基本とする。

(5) 課題解決型研究開発

科学的・技術的な観点のみならず、社会的・経済的観点を重視する評価を行う。また事後評価、追跡評価を実施することにより、研究開発成果の社会への適用を厳密に評価する。

(6) 国家基幹技術

期待される効果・効用を踏まえた目標設定と適切な進捗管理を徹底しながら、研究開発成果の社会への適用及び目標実現の評価を厳密に実施していく。特に、先端大型研究施設・設備については、整備と運用に分けて適切に評価する。

(7) 新興・融合領域の研究開発

科学技術・学術的な観点を中心とした評価を基本として、幅広い分野における専門家を集め評価（エキスパートレビュー法）を実施する。

(8) その他

試験調査等、各種の研究開発の基盤的な役割を担うもの（注）については、個々の性格を踏まえた適切な評価方法を検討する。

<p>3. 2. 1. 4 評価者名の公表における配慮 評価実施主体は、評価者名の公表に当たって、研究者間に新たな利害関係を生じさせないため、必要に応じ個々の研究開発課題に対する評価者が特定されないよう配慮する。</p> <p>3. 2. 1. 5 評価における負担の回避 評価実施主体は、評価項目を厳選する、評価の対象とする研究開発成果（論文・特許等）を代表的な数点に絞る、競争的資金制度等での少額の研究開発課題では 事前評価による審査を中心とし、事後評価は実績の評価等最小限度に留めることを考慮するなど、評価に伴う過重な負担を回避する。</p>	<p><u>(注) 各種観測調査、遺伝子資源の収集・利用、計量標準の維持、安全性等に関する試験調査、技術の普及指導等、相対的に定型的、継続的な業務をいう。</u></p> <p>2. 3. 1 評価結果の公表、資源配分等へのプロセス に記載</p> <p>2. 4 評価における過重な負担の回避 に記載</p>
<p>3. 2. 1. 6 その他 民間研究機関や公設試験研究機関等が国費の支出を受けて実施する研究開発課題については、評価実施主体は、国費の負担度合い等、国の関与に対応して適切に評価を行う。</p> <p>研究者の当該研究開発課題への関与の程度を明らかにし、効果的・効率的な研究開発の推進を図るため、研究代表者及び研究分担者のエフォートを明らかにし、競争的資金制度における課題の選定、研究開発課題の企画立案等の際に活用する。</p>	<p>3. 2. 1. 4 その他 民間研究機関や公設試験研究機関等が国費の支出を受けて実施する研究開発課題については、評価実施主体は、国費の負担度合い等、国の関与に対応して適切に評価を行う。</p> <p>研究者の当該研究開発課題への関与の程度を明らかにし、効果的・効率的な研究開発の推進を図るため、<u>研究計画書等に研究代表者及び研究分担者のエフォートを明記し、当該研究者がその研究開発課題を十分遂行できるかどうかの判断や特定の研究者への研究費の過度な集中の排除等の観点から、競争的資金制度における新規課題の選定、研究開発課題の企画立案等の際に活用する。</u></p>
<p>3. 2. 2 競争的資金における研究開発課題 3. 2. 2. 1 評価方法 競争的資金による研究開発課題について、評価実施主体は、高い資質を有した専門家によるピア・レビューを原則として評価を行う。また、課題の性格に配慮して適切な評価項目等を設定する。</p> <p>事前評価に当たっては、少数意見も尊重し、斬新な発想や創造性等を見過ごさないように十分に配慮する。また、応募実績の無い者や少ない者（若手、産業界の研究者等）に対しては、研究内容や計画に重点をおいて的確に評価し、研究開発の機会が適切に与えられるようにする。</p>	<p>3. 2. 2 競争的資金における研究開発課題 3. 2. 2. 1 評価方法等 競争的資金による研究開発課題について、評価実施主体は、高い資質を有した専門家によるピアレビュー法を原則として評価を行う。また、課題の性格に配慮して適切な評価項目等を設定する。<u>なお、研究開発の発展段階に応じた適切な評価方法を利用する。</u></p> <p><u>様々な角度・視点から評価を行うため、各競争的資金制度の趣旨に応じて民間人、若手研究者、外国人等多様な審査員の登用に努める。</u></p> <p><u>審査に当たっては、審査員等の拡充と研究計画の充実、審査基準や審査の観点の見直し等により、申請書の内容と実施能力の観点を重視した、研究者の地位や肩書きに拠らない審査を行うことが必要である。採択実績の無い者や少ない者（若手、産業界の研究者等）に対しても、研究内容や計画に重点をおいて的確に評価し、研究開発の機会が適切に与えられるようにする。</u></p> <p>事前評価に当たっては、少数意見も尊重し、斬新な発想や創造性等を見過ごさないように十分に配慮する。</p> <p><u>基礎研究を支える競争的資金において、研究者の斬新なアイデアに基づく研究であって、失敗の可能性はあるが、</u></p>

<p>グループ研究開発の場合は、参画研究者の役割分担や活動状況、実施体制、責任体制の明確さ（研究代表者の責任を含む）についても評価する。</p>	<p><u>革新性の高い成果を生み出しうる研究を推進する場合、研究計画の書類審査のみではなく、研究者個人のアイデアの独創性や可能性を見極める審査が重要である。このため、配分機関は適切な審査基準を設け、制度の趣旨に応じ責任と裁量を持って課題を選定することも有効である。</u></p> <p>グループ研究開発の場合は、参画研究者の役割分担や活動状況、実施体制、責任体制の明確さ（研究代表者の責任を含む）についても評価する。</p> <p><u>また、評価過程や評価結果の適切な開示は、評価システムの透明性の確保に加え、研究者の資質向上にもつながるため今後とも積極的に推進し、「研究者を育てる」観点を重視する。特に、評価結果の内容等をできる限り詳細に被評価者に伝えることを積極的に推進することにより、研究計画の充実や改善が図られるとともに、研究者（特に若手研究者）の表現力向上に寄与することが期待される。</u></p>
<p>3. 2. 2. 2 優れた研究開発の継続への配慮</p> <p>優れた成果が期待され、かつ研究開発の発展が見込まれる研究開発課題については、次の競争的資金（異なる競争的資金制度によるものを含む）等が継続して配分されるなど、切れ目なく研究開発が継続できることが重要である。そのため、評価実施主体は、例えば、研究開発終了前の適切な時期に前倒しで評価を行い、その評価結果を次の申請時の事前評価に活用する。</p>	<p>3. 2. 2. 2 優れた研究開発の継続への配慮</p> <p>優れた成果が期待され、かつ研究開発の発展が見込まれる研究開発課題については、次の競争的資金（異なる競争的資金制度によるものを含む）等が継続して配分されるなど、切れ目なく研究開発が継続できることが重要である。そのため、評価実施主体は、例えば、研究開発終了前の適切な時期に前倒しで評価を行う<u>とともに、必要に応じて、研究開発実施・推進主体は事後評価を活用し、ある制度で生み出された研究成果が適切に次の制度等で活用されるような繋ぐ仕組みの構築を図る。(P)</u></p>
<p>3. 2. 2. 3 評価体制の整備</p> <p>競争的資金の配分機関等は、研究開発課題の評価プロセスの適切な管理、質の高い評価、優れた研究開発の支援を行うため、評価部門を設置し、国の内外から若手を含む研究経験のある人材を適性に応じ一定期間配置するなど評価体制を整備する。</p>	<p>3. 2. 2. 3 評価体制の整備</p> <p>競争的資金の配分機関等は、研究開発課題の評価プロセスの適切な管理、質の高い評価、優れた研究開発の支援を行うため、評価部門を設置し、国の内外から若手を含む研究経験のある人材を適性に応じ一定期間配置するなど評価体制を整備する<u>とともに、審査体制の充実を図る。この際、優秀なプログラムディレクター、プログラムオフィサーの養成・確保が重要であり、海外研修や国内セミナー等を充実するとともに、プログラムディレクター、プログラムオフィサーが研究者のキャリアパスとして位置付けられるよう、研究機関等においては、プログラムディレクター、プログラムオフィサーの経歴を適切に評価するなど、インセンティブを確保する。研究者の利便性の向上及び業務の効率化等のため、申請書の受付等に関し、電子システムの導入を図る。</u></p>
<p>3. 2. 3 重点的資金における研究開発課題</p> <p>3. 2. 3. 1 評価方法</p> <p>重点的資金による研究開発課題は、用いられる資金の額が高額のものが多いため、評価実施主体は、原則として外部評価を活用するとともに、科学的・技術的観点からの評価に加え社会的・経済的観点からの評価を行うなど、より慎重な評価を行う。</p> <p>その際、研究開発課題の計画が研究開発施策と整合しているかなど、適切に評価を行う。また、評価結果は、計画の見直し等に適切に反映する。なお、適切な評価を行うために、達成目標・達成時期を明確にするなど、計画する際に評価を念頭に置くことが重要である。</p>	<p>3. 2. 3 重点的資金における研究開発課題</p> <p>3. 2. 3. 1 評価方法</p> <p>重点的資金による研究開発課題は、用いられる資金の額が高額のものが多いため、評価実施主体は、原則として<u>審議会等により</u>外部評価を活用するとともに、科学的・技術的観点からの評価に加え社会的・経済的観点からの評価を行うなど、より慎重な評価を行う。<u>特に、事前評価は、府省等として予算要求等実施に向けた意思決定を行う以前に、外部の専門家や有識者の意見を聴きつつ実施する。</u></p> <p>その際、研究開発課題の計画が研究開発施策と整合しているかなど、適切に評価を行う。また、評価結果は、計画の見直し等に適切に反映する。なお、適切な評価を行うために、達成目標・達成時期を明確にするなど、計画する際に評価を念頭に置くことが重要である。</p>

<p>3. 2. 3. 2 大規模プロジェクト及び社会的に関心の高い研究開発課題</p> <p>大規模プロジェクト及び社会的に関心の高い研究開発課題の評価に当たっては、文部科学省内部部局及び研究開発を行う機関等は、研究開発を取り巻く諸情勢に関する幅広い視野を評価に取り入れるため、審議会等を活用するとともに、必要に応じて第三者評価を活用する。</p> <p>国民の理解を得るため、早い段階から大規模プロジェクト等の内容や計画等をインターネット等を通じて広く公表し、必要に応じて国民の意見を反映させる。</p> <p>大規模プロジェクトについては、巨額の国費を投入するため、その内容に関し、計画・体制・手法の妥当性、責任体制の明確さ、費用対効果、基盤技術の成熟度、代替案との比較検討等、多様な項目について評価を行うなど、特に入念に事前評価を行う。当該プロジェクトが実施されなかった場合の損失も評価項目の一つとなり得る。</p> <p>中間評価により、計画の進捗状況を評価する。その際、計画外事象の発生の有無及び対応の適否を考慮する。評価結果は、プロジェクトの目標・計画の見直し等に適切に反映する。事後評価により、所期の目標に照らしてプロジェクトの成果を評価する。その際、論文・特許の質等を含む科学的・技術的成果、成果の産業化等の社会・経済への貢献、副次的成果、得られた波及効果等を評価項目とする。さらに、成否の要因についての分析を行う。評価結果は、将来計画等に適切に反映する。</p> <p>また、追跡評価を適時に行い、成果の波及効果等の把握に努め、目標や過去の評価の妥当性を検証し、関連するプロジェクトや研究開発施策の見直し等に適切に反映する。</p> <p>国際共同プロジェクトについては、国際的な役割分担、国際貢献、国益上の意義や効果等についても評価する。</p>	<p>3. 2. 3. 2 大規模プロジェクト及び社会的に関心の高い研究開発課題</p> <p>大規模プロジェクト及び社会的に関心の高い研究開発課題の評価に当たっては、文部科学省内部部局及び研究開発を行う機関等は、研究開発を取り巻く諸情勢に関する幅広い視野を評価に取り入れるため、審議会等を活用するとともに、必要に応じて第三者評価を活用する。</p> <p>国民の理解を得るため、早い段階から大規模プロジェクト等の内容や計画等をインターネット等を通じて広く公表し、必要に応じて国民の意見を反映させる。</p> <p>大規模プロジェクトについては、巨額の国費を投入するため、その内容に関し、計画・体制・手法の妥当性、責任体制の明確さ、費用対効果、基盤技術の成熟度、代替案との比較検討等、多様な項目について評価を行うなど、特に入念に事前評価を行う。当該プロジェクトが実施されなかった場合の損失も評価項目の一つとなり得る。</p> <p>中間評価により、計画の進捗状況を評価する。その際、計画外事象の発生の有無及び対応の適否を考慮する。評価結果は、プロジェクトの目標・計画の見直し等に適切に反映する。事後評価により、所期の目標に照らしてプロジェクトの成果を評価する。その際、論文・特許の質等を含む科学的・技術的成果、成果の産業化等の社会・経済への貢献、副次的成果、得られた波及効果等を評価項目とする。さらに、成否の要因についての分析を行う。評価結果は、将来計画等に適切に反映する。</p> <p>また、追跡評価を適時に行い、成果の波及効果等の把握に努め、目標や過去の評価の妥当性を検証し、関連するプロジェクトや研究開発施策の見直し等に適切に反映する。</p> <p>国際共同プロジェクトについては、国際的な役割分担、国際貢献、国益上の意義や効果等についても評価する。</p>
<p>3. 2. 4 基盤的資金による研究開発課題</p> <p>評価にあたっては機関の長が機関の設置目的等に照らして、評価時期も含め、適切かつ効率的な評価のルールを整備して、責任をもって実施する。</p> <p>論文発表等を通じた当該研究開発分野の研究者間における評価等を活用することや、必要に応じて機関評価の対象に含めることなどにより、効率的で適切な方法により行う。この場合、必ずしも外部評価を求めるものではない。</p> <p>評価結果を踏まえ、効果的な資源の配分に努めるとともに、必要に応じて機関評価に活用し、機関における経常的な</p>	<p>3. 2. 4 基盤的資金による研究開発課題</p> <p><u>基盤的資金は、大学等においては、競争的資金の獲得に至るまでの構想段階の研究を保障し日常的な教育研究活動を支えるとともに、大学附置研究所、研究センターの整備や特殊大型施設・設備を要する大規模研究の推進に大きな役割を果たすものである。前者の評価においては、研究者による日常的な論文発表や学会活動等を通じた評価を活用しつつ、各大学等において機関の長が機関の設置目的等に照らして、評価時期も含め、適切かつ効率的な評価のルールを整備して、責任をもって実施する。この際、研究者の業績評価の一環として行うことも考慮する。また、自由闊達な雰囲気を損ねたり、将来に向けての研究の発展の芽を摘み取ることのないよう留意する。一方、後者の評価においては、天文学、加速器科学、核融合科学等、特定の大学共同利用機関等が中心となり、巨額の資金と多くの研究者集団により実施される大型研究プロジェクトの評価に当たっては、研究者のアイデアを汲み上げつつ、第三者的立場の審議会等で評価を行う体制が有効かつ適切である。その際、評価の質を高めるため、学問的意義のみならず社会・経済に与える影響について十分な評価が行われるよう、有識者の参画を得て評価を行う。また、外国人研究者の意見を聴くなどして、国際的な視点に立った評価の実施に努める。</u></p> <p><u>また、独立行政法人研究機関の運営費交付金においては、大規模プロジェクト及び社会的に関心の高い研究開発課題等や機関長の裁量研究費による比較的小規模な研究開発課題などが行われる。</u></p> <p><u>中期目標に沿って重点的に推進されるプロジェクトの評価については、重点的研究資金における研究開発課題の評価を準用する。一方、それ以外の基盤的資金による研究開発課題の評価にあたっては、機関の長が機関の設置目的等に照らして、評価時期も含め、適切かつ効率的な評価のルールを整備して、責任をもって実施する。</u></p> <p>論文発表等を通じた当該研究開発分野の研究者間における評価等を活用することや、必要に応じて機関評価の対象に含めることなどにより、効率的で適切な方法により行う。この場合、必ずしも外部評価を求めるものではない。</p>

<p>研究開発活動全体の改善に資する。評価結果の公表に関しては、機関長の定めるルールの下で適切に行う。</p>	<p>評価結果を踏まえ、効果的な資源の配分に努めるとともに、必要に応じて機関評価に活用し、機関における経常的な研究開発活動全体の改善に資する。</p>
<p>3. 3 研究開発を行う機関等の評価</p> <p>3. 3. 1 評価時期</p> <p>評価実施主体は、研究開発をめぐる諸情勢の変化に柔軟に対応しつつ、常に活発な研究開発が実施されるよう、3年から5年程度の期間を一つの目安として、定期的に評価を行う。</p> <p>3. 3. 2 評価方法</p> <p>評価実施主体は、機関の設置目的や研究開発の目的・目標に即して、機関運営面と研究開発の実施・推進面から評価を行う。</p> <p>機関運営面については、研究開発の目的・目標の達成や研究開発環境の整備等のための運営について、効率性の観点も踏まえ評価を行う。</p> <p>研究開発の実施・推進面については、機関が実施・推進した研究開発課題の評価と所属する研究者等の業績評価の総体で行う。なお、機関評価の実施に当たっては、改めて個別の課題及び研究者等の業績の評価を行うことは必ずしも必要としないことに留意する。</p> <p>同一機関内で異なる階層の組織単位における機関評価が行われる場合には、効果的・効率的な評価の実施のため、その評価がより上位階層の組織単位の評価に活用できるよう、評価項目を一致させるなど、各評価実施主体が連携をとって行う。</p> <p>また、研究開発評価を取り巻く諸情勢に関する幅広い視野を評価に取り入れるために、外部有識者を評価者に含める。</p>	<p>3. 3 研究開発を行う機関等の評価</p> <p>3. 3. 1 評価時期</p> <p>評価実施主体は、研究開発をめぐる諸情勢の変化に柔軟に対応しつつ、常に活発な研究開発が実施されるよう、3年から<u>6</u>年程度の期間を一つの目安として、定期的に評価を行う。</p> <p>3. 3. 2 評価方法</p> <p>評価実施主体は、機関の設置目的や研究開発の目的・目標に即して、機関運営面と研究開発の実施・推進面から評価を行う。</p> <p>機関運営面については、研究開発の目的・目標の達成や研究開発環境の整備等のための運営について、効率性の観点も踏まえ評価を行う。</p> <p>研究開発の実施・推進面については、機関が実施・推進した研究開発課題の評価と所属する研究者等の業績評価の総体で行う。なお、機関評価の実施に当たっては、改めて個別の課題及び研究者等の業績の評価を行うことは必ずしも必要としないことに留意する。</p> <p>同一機関内で異なる階層の組織単位における機関評価が行われる場合には、効果的・効率的な評価の実施のため、その評価がより上位階層の組織単位の評価に活用できるよう、評価項目を一致させるなど、各評価実施主体が連携をとって行う。</p> <p><u>大学等については、学校教育法等に規定する自己点検・評価を厳正に行う。その結果を組織運営の改善に役立てるとともに、国民に対する説明責任を果たす観点からこれを公表する。さらに、自己点検の際、自主性の尊重、教育と研究の一体的な推進等その特性に留意する。また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人法」に基づく中期目標期間の実績（中期目標の達成状況等）を国立大学法人評価委員会で評価（教育研究の状況については、大学評価・学位授与機構において評価を実施し、その結果を尊重。）し、評価結果を、運営費交付金の適切な配分等に反映させる。さらに、これらに加えて、大学評価・学位授与機構等による教育、研究、社会貢献、組織運営等の第三者評価を推進する。</u></p> <p><u>独立行政法人研究機関については、「独立行政法人通則法」に基づく中期目標期間の実績(中期目標の達成状況等)を独立行政法人評価委員会で評価し、評価結果を、運営費交付金の適切な配分等に反映させるとともに、独立行政法人研究機関は、機関の運営に評価結果を反映させるよう努める。</u></p> <p><u>独立行政法人研究機関、国立大学法人及び大学共同利用機関法人における機関評価については、本指針を踏まえて、独立行政法人評価委員会等既存の枠組みにおいて実施された評価を本指針における評価とする。ただし、これは、各研究機関が自身の改善等を目的として実施する機関評価を排除するものではない。</u></p>
<p>3. 3. 3 評価結果</p> <p>機関長は、評価結果を、機関運営の改善や機関内での資源配分に適切に反映する。</p>	<p>3. 3. 3 評価結果</p> <p>機関長は、評価結果を、機関運営の改善や機関内での資源配分に適切に反映する。</p>

<p>3. 3. 4 留意事項</p> <p>機関運営は、機関長の裁量の下で行われるものであり、評価結果を責任者たる機関長の評価につなげる。</p> <p>なお、資源配分機関の機関評価に当たっては、機関運営面に加えて、配分した資金がどのように活用され、どのような成果が得られているかを把握し、資源配分へ適切に反映する。</p>	<p>3. 3. 4 留意事項</p> <p>機関運営は、機関長の裁量の下で行われるものであり、評価結果を責任者たる機関長の評価につなげる。</p> <p>なお、資源配分機関の機関評価に当たっては、機関運営面に加えて、配分した資金がどのように活用され、どのような成果が得られているかを把握し、資源配分へ適切に反映する。</p>
<p>3. 4 研究者等の業績評価</p> <p>評価に当たっては、研究者等が所属する機関の長が機関の設置目的等に照らして、評価時期も含め、適切かつ効率的な評価のルールを整備して、責任をもって実施する。</p> <p>研究者の多様な能力や適性に配慮し、研究開発活動に加え、研究開発の企画・管理、評価活動、また、産業界との連携等の関連する活動にも着目するなどして評価を行う。</p> <p>さらに、研究支援者の業績を評価する際、研究開発を推進するためには、研究支援者の協力が不可欠であることから、研究支援者の専門的な能力、研究開発の推進に対する貢献度等を適切に評価する。</p> <p>評価結果は、個人情報保護の観点から特に慎重に取り扱うよう留意しつつ、その処遇等に反映するなど、機関長の定めるルールの下で適切に活用する。</p>	<p>3. 4 研究者等の業績評価</p> <p>評価に当たっては、研究者等が所属する機関の長が機関の設置目的等に照らして、評価時期も含め、適切かつ効率的な評価のルールを整備して、責任をもって実施する。</p> <p>研究者の多様な能力や適性に配慮し、研究開発活動に加え、研究開発の企画・管理、評価活動、また、産業界との連携、<u>知的基盤整備への貢献、アウトリーチ活動（注）</u>等の関連する活動にも着目するとともに、<u>質を重視した</u>評価を行う。<u>例えば、評価のカテゴリーを「研究」「人材育成」「社会貢献」「運営管理」等に切り分け、個人の能力を最大限に発揮するとともに組織力の向上を目指した評価比重を配分する。この際、評価項目全体を平均的に判断するばかりではなく、場合によっては、優れている点を積極的に取り上げる。このほか、各研究機関においては、公正かつ透明性の高い採用選考・人事システムの徹底、女性研究者や外国人の能力や業務を適切に評価されることが期待される。</u></p> <p><u>また、研究者が挑戦した課題の困難性等も考慮に入れるなど、研究者を萎縮させず果敢な挑戦を促すなどの工夫が必要である。</u></p> <p><u>なお、大学等における研究者の業績評価においては、以下のことに留意する。</u></p> <p><u>各大学等においては、例えば学会等を通じた研究者間の相互評価や競争的資金の獲得実績も活用して個々の研究者の業績を評価し、それを大学等の組織運営に活かす。なお、研究者の業績評価については、大学等における自己点検・評価の一環として実施することも考慮する。</u></p> <p><u>研究者の業績評価に当たっては、研究者の創意を尊重し、優れた研究活動を推奨し、支援するという積極的視点が重要である。一方、研究者は、大学等がその使命を全うするために自由な研究環境の保障が必要とされていることを自覚し、自らを厳しく律して研究を推進することが望まれる。大学等にとっては、教育機能も極めて重要であり、教員の評価にあたって研究面での業績のみが重視されることによって、大学等における教育面での機能の低下をもたらすことのないよう留意する。</u></p> <p>さらに、研究支援者の業績を評価する際、研究開発を推進するためには、研究支援者の協力が不可欠であることから、研究支援者の専門的な能力、研究開発の推進に対する貢献度等を適切に評価する。</p> <p>評価結果は、個人情報保護の観点から特に慎重に取り扱うよう留意しつつ、その処遇等に反映するなど、機関長の定めるルールの下で適切に活用する。</p> <p><u>(注) 国民の研究活動・科学技術への興味や関心を高め、かつ国民との双方向的な対話を通じて国民のニーズを研究者が共有するため、研究者自身が国民一般に対して行う双方向的なコミュニケーション活動</u></p>

第4章 研究開発や機関の特性に応じた配慮事項

第1章から第3章では、文部科学省の所掌に係る研究開発全般について、評価を行う上での考え方を示した。文部科学省の所掌に係る研究開発において極めて重要な位置を占める大学等における学術研究は、他の研究開発と比べて異なる特性を有すること、また、大学等は教育機能を有する機関でもあることから、その評価に当たっては、前章までに示した考え方に基づくほか、これらの特徴を踏まえる必要があるため、本章において特に配慮すべき事項を整理した。

また、独立行政法人研究機関については、「独立行政法人通則法」（平成11年法律第103号）において評価の枠組みが明記されており、本指針との関係を本章において整理した。

4. 1 大学等における学術研究の評価における配慮事項

4. 1. 1 基本的考え方

4. 1. 1. 1 学術研究の意義

大学等における学術研究は、研究者の自由な発想と研究意欲を源泉として行われる知的創造活動であり、人間の精神生活を構成する要素としてそれ自体優れた文化的価値を有する。その成果は人類共通の知的資産となり、文化の形成に寄与する。また、多様性を持った学術研究が幅広く推進される中から、未来社会の在り方を変えるブレークスルーを生み出すなど、国家・社会発展の基盤ともなる。

4. 1. 1. 2 学術研究における評価の基本的理念

学術研究においては、自律的な環境の中で研究活動が行われることが極めて重要である。その評価に当たっては、専門家集団における学問的意義についての評価を基本とする。その際、公正さと透明性の確保に努める。

また、優れた研究を積極的に評価するなど、評価を通じて研究活動を鼓舞・奨励し、その活性化を図るという積極的・発展的な観点を重視する。画一的・形式的な評価が研究者を萎縮させ、独創的・萌芽的な研究や達成困難な課題に挑戦しようとする意欲を削ぎ、研究活動が均質化することのないようにする。

4. 1. 1. 3 学術研究の特性

学術研究は人文・社会科学、自然科学のあらゆる学問分野にわたるものであり、その性格、内容、規模等が極めて多様である。また、学術研究においては独創性が重視されるとともに、萌芽的な研究や長期間を経て波及効果が現れる研究等、評価が困難なものも多い。さらに、新しい原理や法則の発見に至る過程においては、研究の経過そのものや時には失敗さえもが、その後の展開にとって価値を有する場合がある。また、大学等においては、研究成果を踏まえた教育活動によって研究者をはじめ社会の様々な分野で活躍する人材が養成されるなど、研究活動と教育活動が密接な関連をもって推進されている点にも大きな特徴がある。

学術研究における評価に当たっては、これらの特性に配慮する必要がある。

4. 1. 1. 4 評価の際の留意点

4. 1. 1. 4. 1 評価の視点

学問的意義についての評価を中心とし、それに加えて研究の分野や目的に応じて、社会・経済への貢献という観点から新技術の創出や特許等の取得状況等を評価の視点の一つとする。また、成果の波及効果を十分に見極めるなど、長期的・文化的な観点に立った評価が必要である。さらに、最先端の研究のみならず、萌芽的な研究を推進するとともに、若手研究者による柔軟で多様な発想を活かし、育てるといった視点が重要である。単に成果を事後的に評価するのみならず、現に研究活動に取り組んでいる研究者の意欲や活力、発展可能性を適切に評価するという視点を持つべきである。

[3. 2. 1. 3 評価方法 に記載](#)

[3. 2. 1. 3 評価方法 に記載](#)

<p>4. 1. 1. 4. 2 評価の方法</p> <p>定量的指標による評価方法には限界があり、ピア・レビューによる研究内容の質の面での評価を基本とするが、評価の客観性を高める観点から、論文被引用回数、特許の取得状況等の数量的データを収集・蓄積し、これを適宜参考資料として活用する。</p> <p>人文・社会科学の研究は、人類の精神文化や、人類に生起する諸々の現象や問題を対象とし、これを解釈し、意味付けていくという特性を持った学問であり、個人の価値観が評価に反映される部分が大いという点に配慮する。</p> <p>4. 1. 1. 4. 3 研究と教育の有機関係</p> <p>大学等は教育機能を有する機関でもあることから、大学等の機関評価や大学等の研究者の業績評価については、教育、研究、社会貢献といった大学等の諸機能全体の適切な発展を目指すことが必要であり、研究と教育の有機関係に配慮する。</p>	<p>3. 2. 1. 3 評価方法 に記載</p> <p>はじめに に記載</p> <p>3. 3. 2 研究開発を行う機関等の評価 評価方法</p> <p>3. 4 研究者等の業績評価 に記載</p>
<p>4. 1. 2 対象別の評価方法</p> <p>4. 1. 2. 1 研究開発課題の評価</p> <p>4. 1. 2. 1. 1 基盤的資金による研究</p> <p>基盤的資金は、萌芽的な研究や継続的な研究を含め、研究者の自由な発想による多様な研究活動を支え、学術研究の発展の基盤を培うものである。</p> <p>基盤的資金による研究の評価は、研究者による日常的な論文発表や学会活動等を通じた評価を活用しつつ、各大学等において行う。その際、研究者の業績評価の一環として行うことも考慮する。また、自由闊達な雰囲気を損ねたり、将来に向けての研究の発展の芽を摘み取るものがないよう留意する。</p>	<p>3. 2. 4 基盤的資金による研究開発課題 に記載</p>
<p>4. 1. 2. 1. 2 競争的資金による研究</p> <p>学術振興を目的とする競争的資金である科学研究費補助金による研究の評価については、時代の要請に応じて必要な体制の整備を図りつつ、一層の充実を図る。その際、研究種目の性格や研究費規模に応じて、事前評価（審査）に重点を置くなど、効果的・効率的な評価方法を設定する。評価の質的向上を図る観点から、審査員の構成バランスへの配慮、研究内容を理解できる人材の確保を含めた評価業務実施体制の強化、審査結果の申請者への開示の拡充に努める。</p> <p>4. 1. 2. 1. 3 大型研究プロジェクト</p> <p>天文学、加速器科学、核融合科学等、特定の大学共同利用機関等が中心となり、巨額の資金と多くの研究者集団により実施される大型研究プロジェクトの評価に当たっては、研究者のアイデアを汲み上げつつ、第三者的立場の審議会等で評価を行う体制が有効かつ適切である。このため、科学技術・学術審議会等において、事前・中間・事後の各段階における評価を実施し、それに基づいてプロジェクトの変更・中止等の措置を講ずるとともに、評価結果を積極的に公表し、発信する。その際、評価の質を高めるため、学問的意義のみならず社会・経済に与える影響について十分な評価が行われるよう、有識者の参画を得て評価を行う。また、外国人研究者の意見を聴くなどして、国際的な視点に立った評価の実施に努める。</p> <p>4. 1. 2. 2 研究面における大学等の機関評価</p> <p>評価に当たっては、まず各大学等が自らの目標に照らして研究活動及び組織運営の状況について自己点検・評価を行い、その結果を組織運営の改善に役立てるとともに、国民に対する説明責任を果たす観点からこれを公表する。このような自己点検・評価の結果については、評価の公正さを高めるため、外部の研究者や有識者による検証を行うなど、充実を図る。</p>	<p>3. 2. 2. 1 競争的資金による研究開発課題 評価方法等 に記載</p> <p>3. 2. 4 基盤的資金による研究開発課題 に記載</p> <p>3. 3. 2 研究開発を行う機関等の評価 評価方法 記載</p>

<p>大学共同利用機関については、評議員会や運営協議員会において、機関の運営及び研究活動の両面での評価が行われており、これら外部に開かれた運営体制における評価機能を活用する。</p> <p>さらに、大学等の自己点検・評価の限界を補い、より客観性の高い評価を行うためには、外部評価や第三者評価が重要であり、大学評価・学位授与機構による大学評価を積極的に推進する。</p> <p>4. 1. 2. 3 研究者（注）の業績評価</p> <p>各大学等においては、例えば学会等を通じた研究者間の相互評価や競争的資金の獲得実績も活用して個々の研究者の業績を評価し、それを大学等の組織運営に活かす。なお、研究者の業績評価については、大学等における自己点検・評価の一環として実施することも考慮する。</p> <p>研究者の業績評価に当たっては、研究者の創意を尊重し、優れた研究活動を推奨し、支援するという積極的視点が重要である。一方、研究者は、大学等がその使命を全うするために自由な研究環境の保障が必要とされていることを自覚し、自らを厳しく律して研究を推進することが望まれる。</p> <p>大学等にとっては、教育機能も極めて重要な要素であり、教員の評価に当たって研究面での業績のみが重視されることによって、大学等における教育面での機能の低下をもたらすことのないよう、留意する。</p> <p>（注）大学等における「研究者」の範囲について</p> <p>大学等は内部組織から構成されており、各組織の設置目的も、教育、研究、社会貢献など多面的な要素を統合したものであることが多い。このため、教員活動状況もその所属組織によって様々であり、すべての教員を研究業績により評価される「研究者」として一律に位置付けることは必ずしも適当ではなく、教員の中には「教育者」として教育活動により評価されるべき者や、研究計画の企画等への貢献によって評価されるべき者も少なくない。大学等における教員の業績を評価するに当たっては、この点を十分配慮して、一面的な評価にならないように留意するとともに、研究業績によって評価する「研究者」の範囲について適切な配慮が払われるべきである。</p>	<p>3. 4 研究者の業績評価 に記載</p>
<p>4. 2 独立行政法人通則法との整合</p> <p>独立行政法人研究機関については、「独立行政法人通則法」に基づき、独立行政法人評価委員会が業務の実績に関して、第三者評価を行う。独立行政法人評価委員会が評価を進める上で、本指針に示された基本的な考え方を参考とすることが期待される。</p> <p>独立行政法人研究機関は、評価結果を業務運営や中期計画の作成等、機関の運営に適切に反映することが期待される。また、文部科学省内部部局は、評価結果を中期目標の策定や見直し、交付金の配分や中期計画の認可等に適切に反映する。</p> <p>なお、このように、独立行政法人研究機関においては、独立行政法人評価委員会による第三者評価が行われるが、このことによって、各独立行政法人研究機関が本指針を踏まえた評価を自ら行うことを排除するものではない。</p>	
<p>第5章 フォローアップ等</p> <p>文部科学省内部部局は、文部科学省の所掌に係る研究開発評価の実施状況についてフォローアップを行い、その把握に努める。また、フォローアップの結果や国内外の動向を踏まえ、本指針の見直しを行う。</p> <p>研究開発制度・研究開発を行う機関等の所管部局は、所管する制度・機関の評価に関し、評価方法等を点検し、評価の質を高め、適切な評価が効果的・効率的に行われていくよう、評価の在り方の改善に努める。その際、所管機関に対し必要に応じ適切な助言を行う。また、評価者に関する情報も含め、評価結果を評価推進部局に提出する。</p> <p>評価推進部局は、制度・機関所管部局から提出された評価結果を取りまとめ、制度・機関所管部局に対して助言等を</p>	<p>第4章 フォローアップ等</p> <p>文部科学省内部部局は、文部科学省の所掌に係る研究開発評価の実施状況についてフォローアップを行い、その把握に努める。また、フォローアップの結果や国内外の動向を踏まえ、本指針の見直しを行う。</p> <p>研究開発制度・研究開発を行う機関等の所管部局は、所管する制度・機関の評価に関し、評価方法等を点検し、評価の質を高め、適切な評価が効果的・効率的に行われていくよう、評価の在り方の改善に努める。その際、所管機関に対し必要に応じ適切な助言を行う。また、評価者に関する情報も含め、評価結果を評価推進部局に提出する。</p> <p>評価推進部局は、制度・機関所管部局から提出された評価結果を取りまとめ、制度・機関所管部局に対して助言等を</p>

行うとともに、評価システム全体の見直しを行う。また、データベースの構築等を図るとともに、効果的・効率的な評価システムを構築するため、評価者や評価業務に携わる者の養成・確保に係る方策を講じる。

行うとともに、評価システム全体の見直しを行う。また、データベースの構築等を図るとともに、効果的・効率的な評価システムを構築するため、評価者や評価業務に携わる者の養成・確保に係る方策を講じる。